

鳥取県立高等学校
教育課程編成・実施の手引き

令和3年3月

鳥取県教育委員会

ま え が き

平成30年3月30日に文部科学省告示第68号として公示された新しい高等学校学習指導要領は、学校教育法施行規則の規定に基づき、総則、特別活動については、平成31（令和元）年度から、総合的な探究の時間については平成31（令和元）年度以降に入学した生徒から、家庭に関する特例については平成30年度以降に入学した生徒から、その他の教科については一部教科・科目を除き、令和4年度入学生から年次進行で適用されることとなっています。

今回の改訂は、中央教育審議会答申を踏まえ、以下の3点を基本的な考え方として行われました。①教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること②知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視する平成21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること③道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

この背景には、Society5.0とも呼ばれる新たな時代の到来や、情報化やグローバル化の進展が社会や生活を大きく変え、変化の先行きの見通しを難しくする中、学校教育には、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し、情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが、今まで以上に求められていることがあります。

また、教師の世代交代が進むと同時に、学校内における教師の世代間のバランスが変化し、教育に関わる様々な経験や知見をどのように継承していくかが課題となり、子どもたちを取り巻く環境の変化により学校が抱える課題も複雑化・困難化する中で、これまでどおり学校の工夫だけにその実現を委ねることは困難になってきています。

これらのことを受け、各学校には、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められています。

各学校においては、教育課程の編成に当たり、高校生の興味・関心や進路等の多様性を踏まえ、必要最低限の知識・技能と教養を確保するという「共通性」と、学校の裁量や生徒の選択の幅の拡大という「多様性」のバランスに配慮して改善を図るとともに、言語活動や体験的活動、総合的・探究的学習の充実など、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する必要があります。その際、家庭や地域、産業界等との連携を図ることが重要です。

県教育委員会では、令和2年9月以降、「高等学校教育課程研究専門委員会」において、新しい高等学校学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施についての基準等を研究し、「鳥取県立高等学校教育課程編成・実施の手引き」を作成しました。

この1年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中での教育活動となりました。感染防止対策を徹底し、生徒の生命を守ることを第一に考えるとともに、“学びを止めない”をキーワードとして、ICTを活用した学習等の大きな変革や、マスクの着用や密の回避等の様々な取組にも生徒は素晴らしい対応を見せてくれました。このような中で新しい学習指導要領がはじまりますが、各学校においては、改訂の趣旨を十分に理解していただき、この手引きを活用して、全教職員の共通理解のもとに、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい若者の育成を目指して、創意工夫をこらした教育課程を編成するとともに、その円滑な実施に努めていただくようお願いします。

令和3年3月

鳥取県教育委員会事務局
高等学校課長 酒井 信彦

目 次

第1章	学習指導要領改訂の要点	
第1節	学習指導要領改訂の経緯	1
第2節	改訂の基本方針	1
第3節	改訂の要点	
1	学校教育法施行規則改正の要点	2
2	前文の趣旨及び要点	2
3	総則改正の要点	3
4	高等学校における道德教育に係る改訂の基本方針と要点	3
5	教育課程の編成について	4
6	各教科・科目の履修に関して特に改訂されたもの	6
7	学校設定教科・科目について配慮すべき事項等	6
8	「総合的な探究の時間」について配慮すべき事項等	7
9	特別活動の履修について配慮すべき事項	8
第2章	教育課程の編成・実施にかかわる考え方	
第1節	教育課程編成の手順	
1	教育課程編成の手順	10
2	生徒の実態把握の工夫	12
第2節	教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項	
1	各学校の教育目標と教育課程の編成	13
2	教科等横断的な視点に立った資質・能力	13
3	選択履修の趣旨を活かした適切な教育課程編成	13
4	各教科・科目等の内容等の取扱い	14
5	指導計画の作成に当たって配慮すべき事項	15
6	単位制の趣旨を生かした教育課程の編成	16
7	キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項	17
8	専門教育を主とする学科において配慮すべき事項	18
9	総合選択制において配慮すべき事項	19
10	総合学科において配慮すべき事項	20
11	学校段階等間の接続	21
12	定時制・通信制において配慮すべき事項	21
13	教育課程実施上の配慮すべき事項	24
14	学習評価の充実	30
15	生徒の発達を支える指導の充実	31
16	教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等	36
17	道德教育推進上の配慮事項	37

第3章 専門教育に関する各教科・科目の標準単位数（基準）	
第1節 高等学校	・・・44
第2節 特別支援学校高等部及び特別支援学校専攻科	・・・48
第4章 各教科、総合的な探究の時間及び特別活動のガイドライン	
第1節 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間のガイドライン	
1 〔国語〕	・・・49
2 〔地理歴史〕	・・・54
3 〔公民〕	・・・60
4 〔数学〕	・・・65
5 〔理科〕	・・・68
6 〔保健体育〕	・・・73
7 〔芸術〕	・・・77
8 〔外国語〕	・・・81
9 〔家庭〕	・・・86
10 〔情報〕	・・・89
11 〔理数〕	・・・93
12 〔総合的な探究の時間〕	・・・96
第2節 主として専門学科において開設される各教科・科目のガイドライン	
1 〔農業〕	・・・100
2 〔工業〕	・・・105
3 〔商業〕	・・・109
4 〔水産〕	・・・117
5 〔家庭〕	・・・121
6 〔情報〕	・・・125
7 〔福祉〕	・・・129
8 〔理数〕	・・・134
9 〔体育〕	・・・138
10 〔音楽〕	・・・140
11 〔美術〕	・・・142
12 〔英語〕	・・・145
第3節 特別活動のガイドライン	・・・149
参考資料	・・・152

第1章

学習指導要領改訂の要点

令和3年3月

鳥取県教育委員会

第1章 学習指導要領改訂の要点

第1節 学習指導要領改訂の経緯

1 これからの時代

- (1) 生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や技術革新等により、社会構造や雇用環境は急速に変化し、予測が困難な時代の到来
- (2) AI や IoT の広がり、Society5.0 と呼ばれる新たな時代の到来による社会や生活の大きな変化
- (3) 選挙権年齢の引き下げや、令和4年度からの成年年齢18歳への引き下げ

2 これからの学校教育に求められるもの

- (1) 子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくこと
- (2) 様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し、情報を再構築するなどして新たな価値につなげていくこと
- (3) 複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすること
- (4) 教師の世代交代や、学校内における教師の世代間のバランスが変化する中で、教育に関わる様々な経験や知見を継承していくこと

3 中央教育審議会答申（以下、「中教審答申」という。）「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（平成28年12月）における提言

“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、以下の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことが求められた。

- (1) 「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
- (2) 「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
- (3) 「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）
- (4) 「子ども一人一人の発達をどのように支援するか」（子どもの発達を踏まえた指導）
- (5) 「何が身についたか」（学習評価の充実）
- (6) 「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）

4 新高等学校学習指導要領の公示（平成30年3月30日）

- (1) 令和4年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学した生徒から年次進行により段階的に適用。
- (2) 総則は、新高等学校学習指導要領によることが適さない事項を除き、令和元年度から先行実施。
- (3) 「総合的な学習の時間」は、「総合的な探究の時間」に改め、令和元年度以降に高等学校に入学した生徒から先行実施。
- (4) 特別活動は、令和元年度から先行実施。
- (5) 令和元年度から、指導内容の変更などにより特例を定める教科
 - ・地理歴史、公民→新高等学校学習指導要領の領土に関する規定を適用する。
 - ・家庭→新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導する。
- (6) 令和元年度から、新高等学校学習指導要領によることができるとする教科
 - ・保健体育、芸術、福祉、体育、音楽、美術
 - ※福祉には、科目「福祉情報」を加える。

第2節 改訂の基本方針

平成28年12月の中教審答申を踏まえ、次の方針に基づき改訂を行った。

(1) 今回の改訂の基本的な考え方

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視する平成21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

(2) 育成を目指す資質・能力の明確化

「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力について、以下の3つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、3つの柱で再整理した。

- ① 「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」
- ② 「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」
- ③ 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めること。その際、以下の点に留意すること。

- ① 授業の方法や技術の改善のみを意図するのではなく、生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
- ② 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。
- ③ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものでなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見直し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、生徒が考える場面と教師が教える場面とをどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。
- ④ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。
- ⑤ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、それを身に付けさせるために、生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることを重視すること。

(4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。以下同じ。）、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために教科等横断的な学習を充実することや、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。これらの取組の実現のためには、カリキュラム・マネジメントに努めることが求められる。カリキュラム・マネジメントは次のように定義する。

「生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。」

(5) 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、外国語教育の充実、職業教育の充実などについて、その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図った。

第3節 改訂の要点

1 学校教育法施行規則改正の要点

今回の改訂では、各教科に共通する教科として「理数」を新設したほか、P5の（表）に掲げられている各教科に属する科目の見直しを行った。また、総合的な学習の時間について、より探究的な活動を重視する視点から位置付けを明確にするため、総合的な学習の時間を「総合的な探究の時間」に改めた。（学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第13号））。

2 前文の趣旨及び要点

今回の改訂では、社会で広く共有されるよう新たに前文を設け、次の事項を示した。

(1) 教育基本法に規定する教育の目的や目標とこれからの学校に求められること

学習指導要領は、教育基本法に定める教育の目的や目標の達成のため、学校教育法に基づき国が定める教育課程の基準であり、いわば学校教育の「不易」として、平成18年の教育基本法の改正により明確になった教育の目的及び目標を明記した。また、これからの学校には、急速な社会の変化の中で、一人一人の生徒が自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育むなど、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められることを明記した。

(2) 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと

それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要となることを示した。

(3) 学習指導要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実

学習指導要領は、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することを目的に、教育課程の基準を大綱的に定めるものであり、それぞれの学校は、学習指導要領を踏まえ、各学校の特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、教育活動のさらなる充実を図っていくことが重要であることを示した。

3 総則改正の要点

(1) 総則改正の基本的な考え方

今回の改訂における総則の改善は、①資質・能力の育成を目指す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める、②カリキュラム・マネジメントの充実を図る、③生徒の発達の支援、家庭や地域との連携・協働等を重視するといった基本的な考え方に基づき行った。これらの考え方は今回の学習指導要領全体に通底するものであり、改訂の趣旨が教育課程の編成及び実施に生かされるようにする観点から、総則において特に重視しているものである。

(2) 構成の大幅な見直しと内容の主な改善事項

今回の改訂においては、カリキュラム・マネジメントの実現に資するよう、総則の構成を大幅に見直した。すなわち、各学校における教育課程の編成や実施等に関する流れを踏まえて総則の項目立てを改善することで、校内研修等を通じて各学校がカリキュラム・マネジメントを円滑に進めていくことができるようにしており、以下のとおりの構成としている。

平成 30 年学習指導要領「総則」の構成	平成 21 年学習指導要領「総則」の構成
第 1 款 高等学校教育の基本と教育課程の役割	第 1 款 教育課程編成の一般方針
第 2 款 教育課程の編成	第 2 款 各教科・科目及び単位数等
第 3 款 教育課程の実施と学習評価	第 3 款 各教科・科目の履修等
第 4 款 単位の修得及び卒業の認定	第 4 款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等
第 5 款 生徒の発達の支援	第 5 款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項
第 6 款 学校運営上の留意事項	第 6 款 単位の修得及び卒業の認定
第 7 款 道德教育に関する配慮事項	第 7 款 通信制の課程における教育課程の特例

① 高等学校教育の基本と教育課程の役割（第 1 章総則第 1 款）

従前、「教育課程編成の一般方針」として規定していた内容を再整理したもの。

② 教育課程の編成（第 1 章総則第 2 款）

- ア 各学校の教育目標と教育課程の編成…今回新たに加えられた項
- イ 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成…今回新たに加えられた項
- ウ 教育課程の編成における共通的事項
- エ 学校段階等間の接続…今回新たに加えられた項
- オ 通信制の課程における教育課程の特例

③ 教育課程の実施と学習評価（第 1 章総則第 3 款）…今回の改訂で独立して項目立て

- ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- イ 学習評価の充実…今回の改訂で記載の充実

④ 単位の修得及び卒業の認定（第 1 章総則第 4 款）

⑤ 生徒の発達の支援（第 1 章総則第 5 款）…今回の改訂で独立して項目立て、記載の充実

- ア 生徒の発達を支える指導の充実
- イ 特別な配慮を必要とする生徒への指導

⑥ 学校運営上の留意事項（第 1 章総則第 6 款）

⑦ 道德教育に関する配慮事項（第 1 章総則第 7 款）

4 高等学校における道德教育に係る改訂の基本方針と要点

(1) 改訂の基本方針

平成28年12月の中教審答申を踏まえ、高等学校における道德教育は人間としての在り方生き方に関する教育として、学校の教育活動全体を通じて行うというこれまでの基本的な考え方は今後も引き継ぐとともに、各学校や生徒の実態に応じて重点化した道德教育を行うために、校長の方針の下、高等学校において道德教育推進を主に担当する教師（以下「道德教育推進教師」という。）を新たに位置付けた。

また、高等学校の道德教育の目標等については、先に行われた小学校及び中学校学習指導要領の改訂を踏まえつつ、学校の教育活動全体を通じて、答えが一つではない課題に誠実に向き合い、それら

を自分のこととして捉え、他者と協働しながら自分の答えを見いだしていく思考力、判断力、表現力等や、これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度の育成が求められていることに対応し、公民科に新たに設けられた「公共」及び「倫理」並びに特別活動を、人間としての在り方生き方に関する教育を通して行う高等学校の道德教育の中核的な指導の場面として関連付けるなど改善を行った。

(2) 改訂の要点

① 高等学校教育の基本と教育課程の役割

道德教育の目標について、「人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うこと」と簡潔に示した。

② 道德教育に関する配慮事項

学校における道德教育は、教育活動全体を通じて行うものであることから、その配慮事項を以下のように付け加えた。

ア 道德教育は、学校の教育活動全体で行うことから、全体計画の作成においては、校長の方針の下に、道德教育推進教師を中心に、全教師が協力して道德教育を行うこと。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを示した。

イ 各学校において指導の重点化を図るために、高等学校において道德教育を進めるに当たっての配慮事項を示した。

ウ 就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験の充実とともに、道德教育がいじめの防止や安全の確保等に資するよう留意することを示した。

エ 学校の道德教育の全体計画や道德教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表すること、家庭や地域社会との共通理解を深めることを示した。

5 教育課程の編成について

教育課程の編成・実施に当たっては、次のような点に留意する必要がある。

(1) 各学校の教育目標と教育課程の編成

① 各学校における教育課程は、当該学校の教育目標の実現を目指して、指導内容を選択し、組織し、それに必要な教科・科目等を編成する。

② 目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、教育活動を充実させていくために、各学校の教育目標を含めた教育課程の編成についての基本的な方針を、家庭や地域とも共有していくこと。

(2) 教科等横断的な視点に立った資質・能力

① 学習の基盤となる資質・能力

学習の基盤となる資質・能力として、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等が挙げられている。これらを育成していくことができるよう、生徒の発達段階を考慮し、それぞれの教科等の役割を明確にしなが、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

② 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として、平成28年12月の中教審答申では、健康・安全・食に関する力、主権者として求められる力、新たな価値を生み出す豊かな創造性、グローバル化の中で多様性を尊重するとともに、現在まで受け継がれてきた我が国固有の領土や歴史について理解し、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力、地域や社会における産業の役割を理解し地域創生等に生かす力、自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力、豊かなスポーツライフを実現する力、などが考えられるとされた。それらに基づいて、今回の改訂では、例えば、放射線の科学的な理解や科学的に探究する態度（「物理基礎」、「物理」）、環境と健康についての理解（「保健」）、食品の安全確保の仕組み（「家庭基礎」、「家庭総合」）、情報の妥当性や信頼性の吟味の仕方（「現代の国語」）、情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力（「公共」）などの内容の充実が図られている。

(3) 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間の改善

今回の改訂では、前回と同様に、高校生に最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必修教科・科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅（多様性）とのバランスに配慮し、各必修教科・科目の単位数を原則として増加させていない。

なお、国語科の「古典探究」や地理歴史科の「地理探究」等、科目名称に「探究」が付されているが、これらは、「総合的な探究の時間」や「理数探究基礎」、「理数探究」において用いられている「探究」とは意味の異なるものである。前者は当該教科・科目における理解をより深めることを目的とし、教科の内容項目に応じた課題に沿って探究的な活動を行うものであるのに対して、後者は、課題を発見し解決していくために必要な資質・能力を育成することを目的とし、複数の教科・科目等の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、探究のプロセスを通して資質・能力を育成するものである。

各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間並びに標準単位数については、次の（表）のとおりである。

(表)

各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間並びに標準単位数

改訂				従前			
教科	科目	標準単位数	必修修科目	教科	科目	標準単位数	必修修科目
国語	現代の国語	2	○	国語	国語総合	4	○2単位まで減可
	言語文化	2	○		国語表現	3	
	論理国語	4			現代文A	2	
	文学国語	4			現代文B	4	
	国語表現	4			古典A	2	
	古典探究	4			古典B	4	
地理 歴史	地理総合	2	○	地理 歴史	世界史A	2	
	地理探究	3			世界史B	4	
	歴史総合	2	○		日本史A	2	
	日本史探究	3			日本史B	4	
	世界史探究	3			地理A	2	
公民	公共	2	○	公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2			倫理	2	
	政治・経済	2			政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減可	数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減可
	数学Ⅱ	4			数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	3			数学Ⅲ	5	
	数学A	2			数学A	2	
	数学B	2			数学B	2	
	数学C	2			数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2		理科	科学と人間生活	2	
	物理基礎	2			物理基礎	2	
	物理	4			物理	4	
	化学基礎	2			化学基礎	2	
	化学	4			化学	4	
	生物基礎	2			生物基礎	2	
	生物	4			生物	4	
	地学基礎	2			地学基礎	2	
	地学	4			地学	4	
理科課題研究		理科課題研究	1				
保健 体育	体育	7～8	○	保健 体育	体育	7～8	○
	保健	2	○		保健	2	○
芸術	音楽Ⅰ	2		芸術	音楽Ⅰ	2	
	音楽Ⅱ	2			音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2			音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2			美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2			美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2			美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2			工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2			工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2			工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2			書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2			書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2			書道Ⅲ	2	
	外国語	英語コミュニケーションⅠ			3	○2単位まで減可	
英語コミュニケーションⅡ		4	コミュニケーション英語Ⅰ	3			
英語コミュニケーションⅢ		4	コミュニケーション英語Ⅱ	4			
論理・表現Ⅰ		2	コミュニケーション英語Ⅲ	4			
論理・表現Ⅱ		2	英語表現Ⅰ	2			
論理・表現Ⅲ		2	英語表現Ⅱ	4			
			英語会話	2			
家庭	家庭基礎	2		家庭	家庭基礎	2	
	家庭総合	4			家庭総合	4	
情報	情報Ⅰ	2	○	情報	社会と情報	2	
	情報Ⅱ	2			情報の科学	2	
理数	理数探究基礎	1					
	理数探究	2～5					
総合的な探究の時間		3～6	○2単位まで減可	総合的な学習の時間		3～6	○2単位まで減可

(4) 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

生徒の特性、課程や学科の特色、学校や地域の実態等を考慮して、創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成する。その際、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、教える場面と考えさせる場面を関連付けながら内容を組み立てたり、まとめ方などを工夫したりするなど、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにする。また、各教科・科目等相互の関連を図るとともに、各教科・科目等において、系統的、発展的な指導を行うことは、生徒の発達段階に応じ、その目標やねらいを効果的に実現するために必要である。

(5) キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項

① 就業体験活動の機会の確保

学校においては、キャリア教育及び職業教育を推進するために、生徒の特性や進路、学校や地域の実態等を考慮し、地域や産業界等と連携を図り、就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、適切に実施できるよう十分に配慮する必要がある。

② 普通科における職業科目の履修

普通科における職業科目の履修については、自己の進路や職業についての理解を深め、将来の進路を主体的に選択決定できる能力の育成に主眼を置くことが必要である。

また、大学進学希望者が多い普通科の高等学校においても、例えば、大学・大学院での学習や研究経験を必要とする職業に焦点をあて、大学等の専門機関において実施する就業体験活動（いわゆる「アカデミック・インターンシップ」）の充実を図ることも大切である。

③ 職業学科における配慮事項

職業学科における職業科目については、実験・実習に相当する授業時数を十分確保するとともに、網羅的に履修させるのではなく、生徒の実態等に応じて適切に科目を選択して履修させることが大切である。

6 各教科・科目の履修に関して特に改訂されたもの

各教科について、従前と同様、各学科に共通する教科(共通教科)と主として専門学科において開設される教科(専門教科)に分けられている。

(1) 必履修教科・科目

① 国語、地理歴史、公民、外国語及び情報の各教科の必履修科目については、全ての高校生が共通に履修する共通必履修科目「現代の国語」、「言語文化」、「地理総合」、「歴史総合」、「公共」、「英語コミュニケーションⅠ」、「情報Ⅰ」が設けられた。

② 共通必履修科目の単位数減については、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮して、特に必要な場合には、「体育」を除いて、標準単位数（2単位の科目は除く）の4分の1までとする。なお、「数学Ⅰ」、「英語コミュニケーションⅠ」については、2単位とすることができる。

③ 必履修教科・科目の最低合計単位数は、各課程・学科とも35単位である。【従前同様】

(2) 専門学科における各教科・科目

専門学科における専門教科・科目の最低必修単位数は、25単位以上である。【従前同様】

(3) 総合学科における各教科・科目

① 「産業社会と人間」を全ての生徒に原則として入学年次に履修させるものとし、標準単位数は2～4単位とする。【従前同様】

② 「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上開設する。【従前同様】

(4) 卒業までに修得させる単位数

各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の計は、74単位以上でなければならない。【従前同様】

7 学校設定教科・科目について配慮すべき事項等

(1) ねらいと内容

従前と同様、学習指導要領に示す教科・科目以外の教科・科目については、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じて、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育課程を編成できるよう、名称、目標、内容、単位数等を各学校において定めるものとし、これらの教科・科目を「学校設定教科」及び「学校設定科目」と称することとしている。

(2) 本県で設置されているもの

本県ですでに設置されている「学校設定教科・科目」(従前の「その他の教科・科目」含む)については、県教育委員会で年度毎に「鳥取県立高等学校学校設定教科・科目一覧」としてまとめ、各学校に送付し、他の学校でも活用することができる。

(3) 学校設定教科・科目の例

- ① 国語に属するもの…「現代国語研究」「小論文」「ことばと表現」
- ② 地理歴史に属するもの…「比較文化」「郷土史」「地域研究」
- ③ 公民に属するもの…「時事問題」「NIE」「応用社会」
- ④ 数学に属するもの…「数学理解」「実用数学」「ベーシック数学」
- ⑤ 理科に属するもの…「地球環境」「自然科学史」「実験講座」
- ⑥ 保健体育に属するもの…「レクリエーション指導」「運動生理学」「スポーツトレーナー基礎」
- ⑦ 芸術に属するもの…「創作書道」「演奏」「デッサン」
- ⑧ 外国語に属するもの…「中国語Ⅰ」「ハングル」「基礎英語」
- ⑨ 農業に属するもの…「地域環境」「スペースデザイン」「フラワーデザイン」
- ⑩ 工業に属するもの…「ものづくりの楽しさ」「自動車実習A」「木造建築」
- ⑪ 商業に属するもの…「プレゼンテーション」「コミュニケーション情報」「ビジネス実習」
- ⑫ 水産に属するもの…「海事法規」「海洋植物」「境のさかな」
- ⑬ 家庭に属するもの…「ファッションクリエイティブ」「ボランティア基礎」「ふれあい実践」
- ⑭ 情報に属するもの…「アプリケーション活用」「アプリケーション応用」
- ⑮ 体育に属するもの…「専攻実技Ⅰ」「専攻実技Ⅱ」
- ⑯ 音楽に属するもの…「保育音楽」「ミュージックセラピー入門」
- ⑰ 美術に属するもの…「立体表現」「油彩」「鉛筆デッサン」
- ⑱ 教科「総合」に属するもの…「ドラマ」「キャリア基礎」「探究ゼミ」
- ⑲ 教科「社会生活」に属するもの…「ソーシャルスキル」
- ⑳ 教科「課題探究」に属するもの…「課題探究基礎」「課題探究応用」「課題探究発展」

(4) 各学校における学校設定教科・科目の設置及び廃止の手続き(資料参照)

8 「総合的な探究の時間」について配慮すべき事項等

(1) 改訂の要点

① 基本方針

- ・ 名称を「総合的な探究の時間」に変更し、小・中学校における総合的な学習の時間の取組を基盤とした上で、各教科・科目等の特質に応じた「見方・考え方」を総合的・統一的に働かせることに加えて、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら「見方・考え方」を組み合わせて統合させ、働かせながら、自ら問いを見いだし探究する力を育成するようにした。
 - ・ 教科・科目等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、各学校が総合的な探究の時間の目標を設定するに当たっては、各学校における教育目標を踏まえて設定することを示した。
- #### ② 特徴的な改訂ポイント(総合的な探究の時間の特質)
- ・ 探究が高度化し、自律的に行われること。
 - ・ 他教科・科目における探究との違いを踏まえること。
 - ・ 自己の在り方生き方と一体的で不可分な課題を発見し、解決していくような学びを展開する。

(2) 総合的な探究の時間の単位の認定

- ① 総合的な探究の時間については、全ての生徒に履修させるものとし、その単位数は、標準単位数として示された単位数の下限を下らないものとする。ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる。
- ② 各学校の同じ学科内においては、原則として同じ単位数の学習活動を行う必要がある。
- ③ 各教科・科目やホームルーム活動の授業のように、年間35週行うことを標準とはしていない。(総則第3款3(3)ア)。したがって、卒業までの各年次の全てにおいて実施する方法のほか、特定の年次において実施する方法も可能。また、一定の時数を週ごとに割り振り、年間35週行う方法のほか、特定の学期又は期間に行う方法を組み合わせることも可能。
- ④ 各教科・科目と基本的に同様に、生徒の学習の成果が目標に照らして満足できると認められる場合には、単位の修得を認定する。
- ⑤ 学校外活動の単位認定を行うことはできないので、必ず学校での授業時数に組み込む必要があり、単にレポートの提出や長期休業中の課題等で替えることはできない。

(3) 総合的な探究の時間と課題研究等との代替

- ① 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な探究の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科の「課題研究」、看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」(以下「課題研究等」という。)の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

- ② 総合的な探究の時間の履修によって、「課題研究等」の履修の一部又は全部に替えた場合、「課題研究等」の科目の履修そのものを行っていないことから、この場合の総合的な探究の時間の単位数を、専門学科における専門教科・科目の必修単位数に含めることはできない。
- (4) **総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替**
総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。
- (5) **言語活動の充実**
探究の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が自在に活用されるようにすること。
- (6) **通信制の課程における特例**
総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。
- (7) **評価**
総合的な探究の時間の評価については、これまでと同様に、ペーパーテストなどの評価の方法によって数値的に評価することは、適当ではない。具体的な評価については、各学校が設定する評価規準を学習活動における具体的な生徒の姿として描き出し、期待する資質・能力が発揮されているかどうかを把握することが考えられる。その際には、具体的な生徒の姿を見取るに相応しい評価規準を設定し、評価方法や評価場面を適切に位置付けることが欠かせない。特に、年間や単元など内容や時間のまとまりを見通しながら評価場面や評価方法を工夫し、指導の改善や生徒の学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすることが重要である。

9 特別活動の履修について配慮すべき事項

(1) 改訂の要点

① 基本方針

- ・ 特別活動において育成することを目指す資質・能力については、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つの視点を踏まえて特別活動の目標及び内容を整理し、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事を通じて育成する資質・能力を明確化した。
- ・ 様々な集団での活動を通して、自治的な能力や主権者として積極的に社会参画する力を重視するため、ホームルームや学校の課題を見いだし、よりよく解決するため、話し合っ合意形成し実践することや、主体的に組織をつくり、役割分担して協力し合うことの重要性を明確化する。また、特別活動を要とし、小学校から高等学校までの教育活動全体の中で「基礎的・汎用的能力」を育むというキャリア教育本来の役割を改めて明確にするなど、小・中・高等学校のつながりを明確にする。

② 特徴的な改訂ポイント

ア ホームルーム活動

- ・ 内容が12項目に整理され、全ての内容を入学から卒業までに取り組むものとする。
- ・ 小学校の学級活動の内容に「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」が新設され、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるようにした。
- ・ 学習の過程として、「(1)ホームルームや学校における生活づくりへの参画」については、集団としての合意形成を、「(2)日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」については、一人一人の意志決定を行うことを示した。
- ・ 総則において、特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることが示されたことを踏まえ、キャリア教育に関わる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこととした。また、その際、生徒が見通しを立てたり振り返ったりするための教材等（＝キャリア・パスポート）を活用することとした。

イ 生徒会活動

- ・ 活動が3項目に整理・統合された。
- ・ 内容の(1)を「生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営」として、生徒が主体的に組織をつくることを明示した。
- ・ 学校内の活動に加えて、ボランティア等の社会参画を重視することとした。

ウ 学校行事の改善

- ・ 行事の内容は5項目とし、入学から卒業までに取り組むものとする。
- ・ 就業体験活動やボランティア活動等の体験活動を引き続き重視することとした。

- ・健康安全・体育的行事の中で、事件や事故、災害から身を守ることについて明示した。

③ 指導計画の作成

- ・学校の創意工夫を生かす。
- ・ホームルームや学校、地域の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮する。
- ・各教科・科目、総合的な探究の時間などの指導との関連を図る。
- ・生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする。
- ・家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する。

④ 内容の取扱いについての配慮事項

ア 生徒の自発的、自治的な活動の効果的な展開

指導内容の特質に応じた生徒の自発的、自治的な活動の展開

- ・生徒の自発的、自治的な活動を助長する指導
- ・自発的、自治的な活動には、一定の制限や範囲があることについても生徒に理解させ、必要な場合には的確な助言や指示を行うなどの指導
- ・育成を目指す資質・能力を明確にした指導
- ・内容相互の関連を図った指導

イ 「自分たちできまりをつくって守る活動などの充実」

ウ 指導内容の重点化と内容間の関連や統合

(ア) 道徳教育の重点などを踏まえた指導内容の重点化

(イ) 内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりする

エ ガイダンスとカウンセリングの趣旨を踏まえた指導を図る

(ア) ガイダンス

ガイダンスは、生徒のよりよい適応や成長、人間関係の形成、進路等の選択等に関わる、主に集団の場面で行われる案内や説明であり、そのような案内や説明等を基に、生徒一人一人の可能性を最大限に発揮できるような働きかけである。

(イ) カウンセリング

学校におけるカウンセリングは、生徒一人一人の生き方や進路、学校生活に関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報を提供したりしながら、生徒が自らの意志と責任で選択、決定することができるようにするための助言等を、個別に行う教育活動である。専門家に委ねることや面接や面談を特別活動の時間の中で行うことではなく、教師が日頃行う意図的な対話や言葉かけのことである。

(ウ) ガイダンスとカウンセリングの関係

生徒の発達を支えるためには、生徒の発達の特性や教育活動の特質を踏まえて、あらかじめ適切な時期・場面において、主に集団の場面で必要とされる同質的な指導を、全員に行うガイダンスと、個々の生徒が抱える課題に対して、その課題を受け止めながら、主に個別指導により、個々の生徒の必要度に応じて行うカウンセリングを、それぞれ充実させていくという視点が必要である。

オ 異年齢集団や幼児、高齢者、障がいのある人々や幼児児童生徒との交流等を通して、協働することや社会に貢献することの喜びを得る活動の重視

(ア) 異年齢集団による交流の重視

(イ) 幼児、高齢者、障がいのある人々などとの交流や対話、障がいのある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して協働することや、他者の役に立ったり、社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動の充実

第2章

教育課程の編成・実施にかかわる考え方

令和3年3月

鳥取県教育委員会

第2章 教育課程の編成・実施にかかわる考え方

教育課程の編成主体については、第1章総則第1款1において「各学校においては、・・・適切な教育課程を編成するものとし」と示している。今回の改訂においても、「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」ことが示され、教育課程編成における学校の主体性を発揮する必要性が引き続き強調されている。

また、今回の改訂において、第1章総則第1款5において「カリキュラム・マネジメントの充実」が追加され、各学校においては、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことが求められている。

第1節 教育課程編成の手順

1 教育課程編成の手順

(1) 教育課程の編成の主体

- ① 学校において教育課程を編成するという事は、学校教育法において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」(同法第62条の規定により高等学校に準用される第37条第4項)と規定されていることから、学校の長たる校長が責任者となって編成することとなる。
- ② 各学校の教育課程は、学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて編成することが大切である。
- ③ 校長は、学校全体の責任者として指導性を発揮し、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として統一のある、しかも一貫性をもった教育課程の編成を行うように努めることが必要である。

(2) 教育課程の編成の原則

今回の改訂でも従前同様、「各学校においては、・・・適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」とされている。これは、教育基本法第2条(教育の目標)、学校教育法第51条(高等学校教育の目標)が、いずれも「目標を達成するよう行われるものとする」と規定していることを踏まえたものである。生徒が目標を達成することを義務付けるものではないが、教育を行う者は、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行う必要があることを示したものである。

- ① 教育課程の意義や教育課程の編成の原則など、教育課程の編成に関する基本的な考え方や方針を明らかにして、全教職員が共通理解をもつ。教育課程の編成の原則として、
 - ア 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと
 - イ 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと
 - ウ 生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮すること
 - エ 課程や学科の特色を十分考慮すること
 - オ 学校や地域の実態を十分考慮すること
- ② 教育課程編成のための作業内容や手順の大綱を決め、編成作業全体について全教職員が共通理解をもつ。
 - ア 生徒の実態把握
 - イ 教育目標・指導の重点の検討
 - ウ 年間学校行事計画の策定
 - エ 各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数、特別活動の授業時数の検討
 - オ 教科書の選定

(3) 教育課程の編成や改善の手順(一例)

- ① 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする
基本方針を明確にするということは、教育課程の編成に対する学校の姿勢や作業計画の大綱を明らかにするとともに、それらについて全教職員が共通理解をもつことである。
 - ア 学校として教育課程の意義、教育課程の編成の原則などの編成に対する基本的な考え方を明確にし、全教職員が共通理解をもつ。
 - イ 編成のための作業内容や作業手順の大綱を決め、作業計画の全体について全教職員が共通理解をもつ。
- ② 教育課程の編成・実施のための組織と日程を決める
教育課程の編成・実施は、校長のリーダーシップの下、組織的かつ計画的に取り組む必要がある。教育課程の編成・実施を担当する組織を確立するとともに、それを学校の組織全体の中に明確に位置付ける。

また、編成・実施の作業日程を明確にするとともに、学校が行う他の諸活動との調和を図る。その際、既存の組織や各種会議の在り方を見直し、必要に応じ精選を図るなど業務改善の視点をもつことも重要である。

ア 編成・実施のための組織を決める。

(7) 編成・実施に当たる組織及び各種会議の役割や相互関係について基本的な考え方を明確にする。

(4) 編成・実施に当たる組織及び各種会議を学校の組織全体の中に位置付け、組織内の役割や分担を具体的に決める。

イ 編成・実施のための作業日程を決める。

分担作業やその調整を含めて、各作業ごとの具体的な日程を決める。

③ 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする

事前の研究や調査によって、教育課程についての国や教育委員会の基準の趣旨を理解するとともに、教育課程の編成に関わる学校の実態や諸条件を把握する。

ア 教育課程についての国の基準や教育委員会の規則などを研究し理解する。

イ 生徒の心身の発達段階や特性、進路、学校及び地域の実態等を把握する。その際、保護者や地域住民の意向、生徒の状況等を把握することに留意する。

④ 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める

学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項は、学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づきながら、しかも各学校が当面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して設定する。

ア 事前の研究や調査の結果を検討し、学校教育の目的や目標に照らして、それぞれの学校や生徒が直面している教育課題を明確にする。

イ 学校教育の目的や目標を調和的に達成するため、各学校の教育課題に応じて、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を設定する。

ウ 編成に当たって、特に留意すべき点を明確にする。

⑤ 教育課程を編成する

教育課程は学校の教育目標の実現を目指して、各教科・科目等及び指導内容を選択し、組織し、それに必要な単位数や授業時数を定めて編成する。

ア 学校の教育目標の効果的な達成を図るため、重点を置くべき事項を明確にししながら、修得総単位数や各年次の修得単位数、類型の有無や種類、必履修教科・科目と選択科目などの構成と履修年次、総合的な探究の時間、特別活動の位置付け等教育課程の基本的な構造について、相互の関連を考慮しながら定める。

イ 各教科・科目等及びその指導内容を選択し、定める。

(7) 各教科・科目（必履修教科・科目、選択科目、学校設定教科・科目）の構成、総合的な探究の時間の内容、特別活動の構成等を具体的に定める。

(4) 指導内容について、その基礎的・基本的な知識及び技能を明確にする。

(7) 各教科等の指導において、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う指導の充実や個に応じた指導を推進するよう配慮する。

(1) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育、体育・健康に関する指導及び就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導について、適切な指導がなされるよう配慮する。

(1) 学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力など、学校として、教科等横断的な視点で育成を目指す資質・能力を明確にし、その育成に向けた適切な指導がなされるよう配慮する。

(1) 生徒や学校、地域の実態に応じて学校が創意を生かして行う総合的な探究の時間を適切に展開できるよう配慮する。

(1) 各教科等の指導内容に取り上げた事項について、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方を検討する。

ウ 各教科・科目等及びその指導内容を組織する。

(7) 基礎的、基本的な指導を重視するとともに、発展的、系統的な指導ができるように類型や年次に応じ、各教科・科目等を配列し組織する。また、指導のまとめ方、指導の順序及び重点の置き方に工夫を加える。

(4) 各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動について、各教科・科目等間の指導内容相互の関連を図る。その際、中学校教育等との関連も考慮する。

(7) 各教科・科目等の指導内容相互の関連を明確にする。

- (イ) 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。
- エ 単位数や授業時数を配当する。
 - (7) 指導内容との関連において、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動について、それぞれの単位数や授業時数を定める。
 - (4) 各教科・科目等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かし、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科・科目等の授業時数を定める。
 - (5) 各教科・科目等の授業の1単位時間を、生徒の発達の段階及び各教科・科目等や学習活動の特質を考慮して適切に定める。授業の1単位時間は50分を標準とするが、教科・科目の内容等に応じて、実施形態を工夫し、50分以外の設置も検討する。その際、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業(1,750分)を1単位とすることを計算の基礎とし、それを標準として計算された単位数に見合う学習時間量を確保すること。
 - (イ) 学習指導要領の定めるところに従い、卒業までに履修すべき教科・科目及びその単位数を定める。その際、生徒の負担過重を招くことがないように留意して、卒業までに修得すべき単位数を適切に定める。
- ⑥ 教育課程を評価し改善する
 - 実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確して改善を図る。
 - ア 評価の資料を収集し、検討する。
 - イ 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにする。
 - ウ 改善案をつくり、実施する。

2 生徒の実態把握の工夫

(1) 実態把握の方法

生徒の実態を把握するには、生徒の学習活動の過程や成果を資料として活用することはもちろん、健康診断・生活時間の調査・意識調査などを活用することが大切である。生徒の全般的な傾向を把握するものとして、アンケート調査がよく行われる。学習状況や理解の度合いを把握するには、学業成績関係資料が便利であるが、生徒の内面や生活の諸相を知るには、個人面談や作文、キャリア・パスポートなどを活用する方法も併用することが大切である。

また、外部の教育情報も、生徒の実態を多面的にとらえる手掛かりとなるので、日ごろから収集・分析し、活用に努めることが大切である。

(2) アンケート調査

アンケート調査は、項目の作り方によって異なる結果を生じる場合があるので、作成には慎重さを要す。本調査の前に予備調査を行い、その結果をみて調査項目などに修正を加えることも必要である。

(3) 希望調査

次のような項目について生徒の希望調査を行い、教育課程に反映させることが必要である。

- ① 希望する選択科目や講座(種類・内容等)
- ② 希望するコース・類型
- ③ 学習の習熟に合わせた授業の希望の有無
- ④ 希望する部活動
- ⑤ 希望するホームルーム活動など
- ⑥ 授業時間について

(4) 学習の習熟程度の把握

日ごろから各教科・科目等における生徒の学習状況、特に、学習内容の習熟の程度に着目し、その実態を把握しておく必要がある。その分析結果により、学習習熟度別の学級編成も工夫することが必要となる場合もある。

(5) 進路状況の検討

卒業生の進路の状況は、教育課程の編成上、考慮すべき重要な事項である。次のような事項について調査、検討することが必要である。

- ① 卒業後の進路先
- ② 卒業生の進路先での状況や要望などの把握
- ③ 卒業生の現状や課題の把握
- ④ 就職試験や大学入学試験などの結果の分析
- ⑤ 情報や課題を踏まえ、学校の解決すべき課題を明らかにする。

第2節 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくためには、各学校の教育目標を含めた教育課程の編成についての基本的な方針を、家庭や地域とも共有していくことが重要である。そのためにも、例えば、学校経営方針やグランドデザイン等の策定や公表が効果的に行われていくことが求められる。各学校において教育目標を設定する際には、次のような点を踏まえることが重要となる。

- (1) 法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること。
- (2) 教育委員会の規則、方針等に従っていること。
- (3) 学校として育成を目指す資質・能力が明確であること。
- (4) 学校や地域の実態等に即したものであること。
- (5) 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。
- (6) 評価が可能な具体性を有すること。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力

(1) 学習の基盤となる資質・能力

変化の激しい社会の中で、主体的に学んで必要な情報を判断し、よりよい人生や社会の在り方を考え、多様な人々と協働しながら問題を発見し解決していくために必要な力を、生徒一人一人に育てていくためには、あらゆる教科等に共通した学習の基盤となる資質・能力や、教科等の学習を通じて身に付けた力を統合的に活用して現代的な諸課題に対応していくための資質・能力を、教育課程全体を見渡して育てていくことが重要となる。

① 言語能力

言語能力を支える語彙の段階的な獲得も含め、発達の段階に応じた言語能力の育成が図られるよう、国語科を要としつつ教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組が求められる。

② 情報活用能力

各学校において日常的に情報技術を活用できる環境を整え、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じ、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要である。

③ 問題発見・解決能力

各教科等のそれぞれの分野における問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるようにするとともに、総合的な探究の時間における横断的・総合的な探究課題や、特別活動における集団や自己の生活上の課題に取り組むことなどを通じて、各教科等で身に付けた力を統合的に活用できるようにすることが重要である。

ここに挙げられた資質・能力の育成以外にも、各学校においては生徒の実態を踏まえ、学習の基盤作りに向けて課題となる資質・能力は何かを明確にし、カリキュラム・マネジメントの中でその育成が図られるように努めていくことが求められる。

(2) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

未曾有の大災害となった東日本大震災や平成28年熊本地震をはじめとする災害等による困難を乗り越え次代の社会を形成するという大きな役割を担う生徒に、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的に育成することが一層重要となっている。現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として、平成28年12月の中教審答申では、以下のように示された。

- ① 健康・安全・食に関する力
- ② 主権者として求められる力
- ③ 新たな価値を生み出す豊かな創造性
- ④ グローバル化の中で多様性を尊重するとともに、現在まで受け継がれてきた我が国固有の領土や歴史について理解し、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力
- ⑤ 地域や社会における産業の役割を理解し地域創生等に生かす力
- ⑥ 自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力
- ⑦ 豊かなスポーツライフを実現する力

3 選択履修の趣旨を活かした適切な教育課程編成

(1) 生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修

第1章総則第1款2(1)において「個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること」と規定しているように、個性を生かす教育の充実は、高等学校教育において重要な考え方の一つとなっている。

今回の改訂においては、前回改訂に続き、共通性を確保する必要がある国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報の各教科において必履修科目（選択必履修科目を含む。）を設定している。また、標準単位数の範囲内で合計が最も少なくなるように履修した際の必履修教科・科目の単位数の合計（35単位）は従前と同様とするとともに、学校設定教科・科目の設定を可能にしていることなど、多様性に配慮して、学校や生徒の選択の幅を確保している。これらのことは、次の点を明確にするものである。

- ① 生徒の興味・関心、進路等に応じ、それぞれの分野について、より深く高度に学んだり、より幅広く学んだりすることを可能にし、それぞれの能力を十分伸ばすことができるようにすること。
- ② 今回の改訂では、前回改訂に続き、学校や生徒の実態等に応じ、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る必要がある場合には、そのための学校設定科目等を設けるなどの工夫を促しており、こうした面においても個性を生かす教育の工夫が必要であること。
- ③ 高等学校における選択の幅の拡大や柔軟な教育課程編成が目的意識を欠き安易な科目選択や計画性のない学習に陥ることのないよう、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるよう配慮が必要であること。
- ④ 類型における各教科・科目の配列に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた履修がなされるよう十分な配慮が必要であること。

(2) 多様な各教科・科目の開設と生徒の選択履修

生徒の特性、進路等の多様化に対応し、それらに応じた適切な教育を行うためには、いわゆる学校選択という形だけで教育課程を編成するのではなく、学校が多様な各教科・科目を用意し、その中から生徒が自由に選択し履修することのできる、いわゆる生徒選択を教育課程の中に取り入れる必要がある。

このことは、教育課程の類型を設ける場合にも重要であり、類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりすることが大切である。類型自体をあまり固定的なものとし、生徒が自由に選択履修できる幅を設ける配慮を行うことが必要とされている。

(3) 教育課程の類型

数種類の類型を設け、それに応じて生徒に各教科・科目を履修させる方式は、生徒に全学年を通して一定の計画の下に系統的・組織的に各教科・科目を履修させることができるが、その一方で類型は生徒の自由な選択を制限する一面をもっている。教育課程の類型をどのように設定するかは、生徒の特性、進路等に応じた適切な教育課程の編成となるよう各学校において工夫して決めることとなるが、次の点を配慮する必要がある。

- ① 類型を設ける場合にも、生徒の能力・適性、興味・関心等による自由な選択を生かすように配慮すること。
- ② 類型を設けるに当たっては、それぞれの類型において生徒の特性、進路等に応じた適切な履修が確保されるよう、各教科・科目が有機的、系統的に構成されること。
- ③ 選択科目の設定に当たっては、選択科目そのものの組合せや必履修教科・科目と選択科目との関わりについて、学習の体系的や発展性が確保されるように配慮すること。
- ④ 適切なガイダンスを行うこと。

4 各教科・科目等の内容等の取扱い

(1) 各教科・科目及び特別活動の指導

全ての生徒に対して指導するものとして、学習指導要領に示している内容を確実に指導した上で、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である。

ただし、その場合には、各教科・科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担が過重となったりすることのないよう、十分に留意しなければならない。

(2) 学習指導要領の第2章以下に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序

それぞれの内容を体系的に示す観点から整理して示しているものであり、その順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではない。

したがって、各学校においては、各指導事項の関連を十分に検討し、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮するとともに、教科書との関連も考慮して、指導の順序に工夫を加え、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し指導計画を作成することが必要である。

(3) 各教科・科目の内容及び総合的な探究の時間の学習活動の学期ごとの分割指導について

各教科・科目及び総合的な探究の時間の授業は特定の学期に行うことも可能であり、また、単位の修得の認定は学期の区分ごとに行うことが可能である(第1章総則第4款1(3))。

(例①) 2学期制をとるような場合、1学期にある科目を履修して単位の修得を認定し、2学期には別の科目を履修するということが可能。

(例②) 科目を1学期と2学期に単位ごとに分割して指導するような方法を組み合わせることが可能。

※科目の分割指導を行う場合、単位の修得についても分割して認定する場合には、1科目のある部分のみ単位の修得が認定され、他の部分については認定されないということがあり得る。

(4) 1科目又は総合的な探究の時間を2以上の年次にわたって履修したときの単位の修得認定

1科目又は総合的な探究の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定することが原則とされていることに留意する必要がある。

(5) 学習指導要領第2章及び第3章の各教科・科目の内容及び掲げる事項の一部省略

学校において、特に必要がある場合、その教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で内容の一部を省略し、適切に選択して指導することができる。その際、指導に当たっては、基礎的・基本的事項を含む内容の適切な選択について十分に留意する必要がある。

(6) 「学校設定科目」、「学校設定教科・科目」の設置

生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程を編成するために、「学校設定科目」、「学校設定教科・科目」を設けることができる。この場合、その名称、目標、内容、単位数等については、関係する各教科及び高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校において定めるものとする。

また、学校設定教科に関する科目として、産業社会における自己の生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う観点に留意して目標を設定した「産業社会と人間」を設けることができる。

① 設置にあたっての留意点

ア 普通科においては、学校設定科目及び学校設定教科に関する科目を履修し、修得した場合、その単位数を合わせて20単位まで卒業に必要な単位数に含めることができることとしている。専門学科及び総合学科についてはこのような制限は設けられていない。

イ 総合学科においては、「産業社会と人間」は、全ての生徒に原則として入学年次に履修させるものとされており、標準単位数は2～4単位とすることとされている。

② 設置の手続き

設置に当たっては、県教育委員会への届け出が必要である。次のような手順で行う。

ア 内容について県教育委員会事務局高等学校課指導担当と事前協議を行う。(前年度の3月)

イ 指導担当の担当者と協議しながら、校内で研究を行う。(4月～10月)

ウ 研究の完了後、次年度教育課程申請等とともに届け出を行う。廃止する場合も、同様に届け出を行う。(10月)

エ 提出されたものを検討後に、「鳥取県立高等学校学校設定教科・科目一覧」として刊行する。(3月)

5 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

(1) 資質・能力を育む効果的な指導

各学校において指導計画を作成するに当たり、各教科・科目等の目標と指導内容の関連を十分研究し、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、まとめ方などを工夫したり、内容の重要度や生徒の学習の実態に応じてその取扱いに軽重を加えたりして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導を行うことができるように配慮する。

(2) 各教科・科目等について相互の関連を図った系統的、発展的な指導

各教科・科目等全ての教育活動の成果が統合されて、学校教育の目標が達成されるものである。したがって、個々の指導計画は、各教科・科目等それぞれにおける固有の目標の実現を目指すと同時に、他の各教科・科目等との関連を十分図るよう作成される必要がある。そのためには、各教科・科目等の相互の関連を図り、各教科・科目等の間の不要な重複を避け、指導の要点を明確にすることが必要である。

① 同一教科内における各科目相互の関連

学習指導要領第2章及び第3章の各教科の中の各科目の「内容の取扱い」と「各科目にわたる

指導計画の作成と内容の取扱い」等において具体的に示されているので留意する。

② 総合的な探究の時間と各教科・科目及び特別活動との関連

学習指導要領第4章に示された総合的な探究の時間の目標などについて、各教科・科目等の目標や内容との関連を検討し、各学校の実態に応じた指導計画を作成する。その際、教科等の枠を超えた現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心、進路等に基づく課題などについて、生徒の特性等に配慮した学習活動が進められるように創意工夫を図る。

(3) 指導内容のまとめ方及び重点の置き方に適切な工夫を加えた効果的な指導

各教科・科目の目標を達成するための内容の重要度や生徒の実態に応じて、その取扱いの軽重を考え、生徒一人一人のそれぞれの能力を十分伸ばしたり、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせたりするような指導計画、すなわち、生徒が知的好奇心や探究心をもって自ら学び考える学習活動や、一人一人の個性が生かされる学習活動が実現するよう、創意工夫を生かした効果的な指導計画を作成する必要がある。

6 単位制の趣旨を生かした教育課程の編成

(1) 単位制の趣旨を生かした教育課程の工夫

単位制は、修得単位の累積によって卒業を認定する制度であり、多様で弾力的な教育課程の編成を行うためには、このような単位制の趣旨を活用することが有効である。単位制の趣旨を生かして、学年を超えて履修できる科目を可能な限り多く設置することにより、生徒が自分の興味・関心、学習の仕方等に合わせて自らの学習計画を編成することが可能となる。

(2) 単位認定の弾力化について

① 進級・卒業認定の弾力化

学年制においては、各学年の課程の修了の認定は、単位制が併用されていることを踏まえ、その運用に当たっては、より弾力的な取扱いをしていく必要がある。学年制を厳格に適用すると、進級や卒業の認定が厳格で融通のきかないものとなり、単位未修得科目が一つでもあれば原級留置の措置をとる場合も出てくる。生徒一人一人の個性を生かすという観点からすれば、画一的な学年制の運用は望ましいものとは言えない。このような趣旨から、学習指導要領では、一部の科目について単位未修得となった生徒を一律に原級留置とするのではなく、卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得すればよいという弾力的な運用への配慮を求めている。各学校においては、各学年の課程の修了及び卒業の認定に当たって、単位制の趣旨をより重視した弾力的な運用に配慮する必要がある。

② 学校外における学修等の単位認定

学校教育法施行規則等において、次のような学校外の学修等について単位認定を可能とする制度が設けられている。

ア 海外留学に係わる単位認定

イ 学校間連携による単位認定

ウ 大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定

エ 技能審査の成果の単位認定

オ ボランティア活動等の単位認定

カ 高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定

キ 別科において修得した科目に係る学修の単位認定

ク 定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定

ケ 定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定

(3) 履修と修得の区別

学年制と単位制の運用に当たっては、「履修」と「修得」を明確に区別して考えることが必要である。「履修」とは教科・科目の目標に到達すべく授業に参加し、授業を受けることをいう。これに対し「修得」とは、教科・科目を履修することにより教科・科目の目標に照らして満足すべき成果をあげることである。なお、卒業までに「履修」させる各教科・科目及びその単位数を学校が定めるべきことは従来通りであり、「修得」は「卒業に必要な単位数(74単位以上)」を定めれば足りるものとされている。従って、各学校では卒業までに「修得すべき各教科・科目」について定めることまでは求められていない。また、従来から、学習指導要領において定められている必修科目を生徒は履修しなければならないが、学習指導要領上はその科目を修得することまで求めてはいないことにも、留意すべきである。各学校においては、これらの趣旨を踏まえた、履修と修得の取扱いを行う必要がある。その際、履修する以上修得を目指すのは当然のことではあるが、履修した科目については全て修得しなければ進級・卒業は認めないという学年制に偏った考え方を見直

し、進級・卒業に当たっては、必修科目を含め必要な科目の履修は何らかの形で求めるとしても、修得については、修業年限内に学校で定める卒業に必要な単位数を修得できればよいという考え方をとることが大切である。

(4) 原級留置と修得単位について

学年制をとる学校において、生徒が原級留置になった場合、内規等で、すでに修得した科目についても再履修しなければならないと定めることは社会通念上合理的な範囲内のものである限り差し支えない。しかし、高等学校は、学年制と単位制を併用していることから、その生徒と学校との在学関係が終了した場合には、その生徒が元の学年において履修し、修得の認定も可能であった科目・単位は、認定されたものとして取り扱うのが適当である。

(5) 転学・編入学の弾力的取り扱い

転学や編入学を希望する生徒の受入を円滑にし、弾力的な取り扱いができるような配慮も大切である。

7 キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項

(1) 就業体験活動の機会の確保

① 就業体験の機会の確保

平成20年1月の中教審答申において、社会人・職業人として自立していくためには、生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実することが重要であり、その一環として小学校での職場見学、中学校での職場体験活動、高等学校での就業体験活動等を通じた体系的な指導を推進することが提言された。

これを踏まえ、引き続き就業にかかわる体験的な学習の指導を適切に行うとともに、普通科を含めてどの学科においても、キャリア教育を推進する観点から、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得よう配慮すべきとされた。

ア 就業体験の実施形態は、学校が主体となるものと企業等が主体となるものが考えられる。

・学校が主体となるもの

各教科における「課題研究」等や、各科目の実習、あるいは総合的な探究の時間や特別活動の一環のほか、学校設定教科・科目で取り組む。

・企業が主体となるもの

企業等があらかじめ用意したプログラムに生徒が参加する。学校外における就業体験活動等の単位認定に当たっては、オリエンテーションの実施、計画書の提出、学校による事前・事後の適切な指導が必要である。

イ 事前に企業等と意見交換等を行い、趣旨やねらいなどについて理解を求める必要がある。

・教育活動の一環として行われるものであり、アルバイトとは区別する。

・就職、採用活動とは直接結び付けられるべきものではない。

・安全の確保や事故の防止等に十分留意する。

(2) 普通科における職業科目の履修

① 職業生活に必要な基礎的な知識や技術・技能の習得や望ましい勤労観、職業観の育成は全ての生徒に必要なものである。また、急速な社会の変化に伴い、生涯にわたって職業生活に必要な知識や技術・技能の向上に努める必要性が高まってきており、普通科においても、生徒の実態に応じ、職業生活を送るための基礎的な知識や技術・技能に関する学習の機会の充実に努める必要がある。

自己の在り方生き方や進路について考察する学習は、高等学校のどの学科においても取り組む必要があり、普通科においても、積極的に取り組むことが望まれる。

② 普通科で履修させることが考えられる科目

農業 「農業と環境」「栽培と環境」「食品流通」「生物活用」「地域資源活用」

工業 「工業技術基礎」「製図」「工業情報数理」「工業環境技術」

商業 「ビジネス基礎」「ビジネス・コミュニケーション」「簿記」「情報処理」

水産 「水産海洋基礎」「水産海洋科学」「海洋環境」

家庭 「消費生活」「保育基礎」「生活と福祉」「住生活デザイン」「ファッション造形基礎」「フードデザイン」

看護 「基礎看護」

情報 「情報産業と社会」「情報の表現と管理」「情報テクノロジー」「情報セキュリティ」

福祉 「社会福祉基礎」「介護福祉基礎」

なお、専門的な知識と技術の習得を図るため類型を設けて履修させる場合と、各教科・科目を

選択して履修させる場合があるが、いずれの場合も系統的、発展的に学習できるよう配慮する。

(3) 職業学科における配慮事項

① 実験・実習に相当する授業時数の確保

- ・ 職業教育は、実験・実習という実際の・体験的な学習を一層重視し、実践力を体得することに特色がある。
- ・ 商業を除く職業学科においては、各教科の各科目にわたる指導計画の作成について、原則として総授業時数の10分の5以上を実験・実習に相当する。
- ・ 実験・実習には体験を通して知識理解に役立て技能を習熟させるという側面がある。なお、もう一つの側面である生徒の自発的・創造的な学習態度の育成を一層重視する。
- ・ 実験・実習の時間は座学との調和と関連性、基礎的・基本的事項と発展的・応用的事項との関連、特に新技術等新たな内容の習得について配慮する。

② 生徒の実態に応じた配慮

ア 職業科目の選択

- ・ 各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択させる。
- ・ 生徒の実態等に応じて適切に科目を選択して履修させる。

イ 職業科目の内容の取扱い

- ・ 基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱う。
- ・ 内容や教材については一層精選し、十分時間をかけて理解させるようにする。

ウ 指導方法の工夫

- ・ 実験・実習を通して体験的に学ばせる機会を多くする。

(4) 職業科目についての配慮事項

① 就業体験活動による実習の代替

関係する科目の指導計画に適切に位置付けて行われる就業体験活動をもって実習に替えることができる。

② ホームプロジェクト、学校家庭クラブ、学校農業クラブ等

ホームプロジェクトは、その各教科・科目の10分の2以内をこれに充てることができる。学校家庭クラブ活動は、専門教科家庭科の「課題研究」等に位置付けられた教育活動であり、学校農業クラブ活動は、専門教科農業科の「農業と環境」「課題研究」「総合実習」に位置付けられた教育活動であり、積極的に活用して学習の効果を上げるようにする必要がある。

③ 定時制及び通信制の課程における実務等による職業科目の履修の一部代替

ア 代替するための要件

- ・ 職業科目が教育課程に位置付けられていること。
- ・ 現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業に従事していること。
- ・ 生徒の職業等における実務等が、その各教科・科目の一部を履修したと同様の成果があると認められること。

イ 代替の方法

- ・ 各教科・科目の増加単位として評価する。
- ・ 学校における履修の一部を免除する。

8 専門教育を主とする学科において配慮すべき事項

高等学校は、普通教育及び専門教育を施すことを目的としており、将来社会に出て職業に就くのに必要な職業教育も行っている。

従前は、職業学科について、特定の専門分野に細分化しすぎないように、その基幹的なものを標準的な学科として示していたが、平成11年の改訂から、地域性や社会の変化、産業の動向等を踏まえ、各設置者における創意工夫をこらした特色ある学科の設置が促進されるよう、標準的な学科については示されていない。

(1) 学科の特色等に応じた教育課程の編成

① 主として専門学科において開設される各教科・科目の改善

- ・ 地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から、各教科の科目構成や各科目の内容の改善を図っている。
- ・ 産業界で求められる人材の育成を重視する観点から、例えば工業科で「船舶工学」、商業科で「観光ビジネス」、家庭科で「総合調理実習」、情報科で「情報セキュリティ」及び「メディアとサービス」が新設された。

② 専門学科において原則として全ての生徒に履修させる科目

- 農業に関する学科 「農業と環境」「課題研究」
工業に関する学科 「工業技術基礎」「課題研究」
商業に関する学科 「ビジネス基礎」「課題研究」
水産に関する学科 「水産海洋基礎」「課題研究」
家庭に関する学科 「生活産業基礎」「課題研究」
看護に関する学科 「基礎看護」「看護臨地実習」
情報に関する学科 「情報産業と社会」「課題研究」
福祉に関する学科 「社会福祉基礎」「介護総合演習」
理数に関する学科 「理数探究」
体育に関する学科 「スポーツ概論」「スポーツⅤ」「スポーツⅥ」「スポーツ総合演習」
※「スポーツⅠ」「スポーツⅡ」「スポーツⅢ」「スポーツⅣ」については、
これらの中から生徒の興味や適性等に応じて1科目以上を選択して履修。
- 音楽に関する学科 「音楽理論」の「(1)楽典、楽曲の形式など」及び「(2)和声法」「音楽史」「演奏研究」「ソルフェージュ」及び「器楽」の「(1)鍵盤楽器の独奏」
美術に関する学科 「美術史」「素描」「構成」「美術概論」「鑑賞研究」
英語に関する学科 「総合英語Ⅰ」「ディベート・ディスカッションⅠ」

③ 各教科・科目の履修に関する専門学科の特例

ア 専門学科の最低必修単位数

25 単位以上(従前どおり)

イ 普通科目の履修を専門科目の履修と見なす措置

(商業に関する学科)

外国語に属する科目について5単位まで(従前どおり)

(その他の専門学科)

専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合、5単位まで(従前どおり)

ウ 専門教科・科目による必修科目の代替

専門教科・科目を履修することによって、必修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。(機械的に代替が認められるわけではない。)

(例) 職業学科 各専門教科の情報に関する科目を「情報Ⅰ」に

工業に関する学科 「デザイン実践」等を「工芸Ⅰ」に

家庭に関する学科 「公衆衛生」を「保健」に

看護に関する学科 「基礎看護」や「人体の構造と機能」等を「保健」に

④ 職業学科における総合的な探究の時間の特例

職業学科においては、総合的な探究の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、看護の「看護臨地実習」、福祉の「介護総合演習」(以下「課題研究等」という。)の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって「課題研究等」の履修の一部又は全部に替えることができる。また、「課題研究等」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「課題研究等」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

9 総合選択制において配慮すべき事項

(1) 総合選択制の意義・ねらいと現状

総合選択制は、高等学校教育の個性化・多様化を進めるために、従来のような学科の枠組みにとらわれず、生徒の多様なニーズや社会の変化に柔軟に対応することを目的として、普通学科及び専門学科において、所属する学科における学習を基本にしながら、その枠を超えて、生徒が興味・関心や進路希望等に応じて、主体的に希望する教科・科目を幅広く選択履修できるようにした制度である。

令和3年3月現在で、鳥取県には鳥取湖陵高等学校、倉吉総合産業高等学校、境港総合技術高等学校の3校が設置されている。

鳥取湖陵高等学校 (農業学科、工業学科、家庭学科、情報学科)

倉吉総合産業高等学校(工業学科、商業学科、家庭学科)

境港総合技術高等学校(水産学科、工業学科、福祉学科)

(2) 総合選択制の実施にあたっての留意点

鳥取県教育審議会は、平成21年2月「次の時代を担う生徒を育成するための今後の活力ある鳥取県高等学校教育の在り方について」(第二次答申)の中で、総合選択制について、「総合選択制の特徴である多様な選択科目について、選択科目の精選や、類型又は学科内選択科目をつくるなどの教育課程の工夫を行い、生徒の進路と関係づけたきめ細かい履修指導を行うことが肝要である。また、複数学科の運営については、学科の垣根を越えて教職員間の共通認識ができていくかどうかによって成否が分かれるところであり、各学科が連携した取組を進めることにより、各産業に関するより幅広い見識を有する人材の育成を進めることが重要である。」と提言している。

なお、多様な選択科目の履修が、生徒の進路実現に有益なものとなるために、1年次で十分なガイダンスや履修に関する個別指導を計画的に実施したり、在り方生き方の教育を充実させたりして、社会の一員としての自覚を育む教育を行うことが大切である。

10 総合学科において配慮すべき事項

総合学科は、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として、総合的に施す学科である。平成3年4月の第14期中教審答申において、「普通科と職業学科に大別されている学科区分を見直し、普通科と職業学科とを総合するような新たな学科の設置」が提言され、高等学校教育の一層の個性化・多様化を推進するため、普通科・専門学科に並ぶ新しい学科として平成5年3月に設けられた。

(1) 特色

- ① 将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視すること。このため、在学中に自己の進路への自覚を深めさせる動機となるような科目を開設するとともに、生徒の科目選択に対する助言や就職希望者・進学希望者の双方を視野に入れた進路指導などのガイダンスの機能を充実すること。
- ② 生徒の個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習を可能にすること。このため、教育課程編成に当たっては幅広く選択科目を開設し、生徒の個性を生かした主体的な選択や実践的・体験的な学習を重視し、多様な能力・適性等に対応した柔軟な教育を行うことができるようにすること。

(2) 教育課程の編成

- ① 学年による教育課程の区分を設けない単位制による課程とすること。
- ② 教育課程における科目編成は、高等学校の必履修教科・科目、学科の原則履修科目、総合選択科目、自由選択科目により構成すること。

総合選択科目群は、生徒にある程度のもたまりのある学習を可能とし、自己の進路の方向に沿った科目の選択ができるようにするため、体系的や専門性等において相互に関連する教科・科目で構成される科目群であり、複数開設すること。

自由選択科目は、総合選択科目群の性格とは異なる科目であり、自由選択科目を設けて、生徒が自由に選択履修できるようにすること。

- ③ 学科の原則必履修科目は、「産業社会と人間」とすること。
- ④ 「産業社会と人間」及び専門教育に関する各教科・科目を25単位以上開設すること。

(3) 「産業社会と人間」の取扱い

- ① 原則として入学年次に履修させること。
- ② 標準単位は2～4単位とすること。
- ③ 人間としての生き方の探求、特に自己の生き方の探求を通して、職業を選択し、決定する場合には必要な能力と態度を養うとともに、将来の職業生活を営む上で必要な態度やコミュニケーションの能力を培うことや現実の産業社会やその中での自己の在り方生き方について認識させ、豊かな社会を築くために積極的に寄与する意欲や態度を育成すること。

④ 指導事項

ア 職業と生活

各種企業や施設等の見学及び就業体験やボランティア活動、卒業生や職業人等との対話、発表や討論等を通して、職業人として必要とされる能力・態度、望ましい勤労観、職業観を育成する。

イ 我が国の産業と社会の変化

先端的な工場や情報関連企業等の見学、技術者や海外勤務者等の講話、調査研究や発表・討論等を通して、我が国の科学技術の発達や産業・経済の発展・変化とそれがもたらした情報化、国際化等の社会の変化について考察する。

ウ 進路と自己実現

発表・討論、自己の学習計画の立案等を通して、自己の将来の生き方や進路について考察する。

1 1 学校段階等間の接続

(1) 中学校教育との接続及び中等教育学校等の教育課程

高等学校においては、生徒の多様な進路の希望に応えるため、幅広い教科・科目の中から生徒が履修する科目の選択を行うなど、選択履修の趣旨を生かした教育課程編成を行うこととしている。中学校までの教育課程においては、選択教科を置かない場合には生徒が履修する教科を選択するということはないため、高等学校への接続に関連して、生徒が適切な教科・科目を選択できるよう指導の充実を図ることが重要である。

(2) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫

生徒や学校の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにする必要がある。

- ① 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設ける。
- ② 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当する。
- ③ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにする。なお、高等学校教育の目標は、義務教育の成果を発展・拡充させることであることから、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目的とした学校設定教科・科目を高等学校の教科・科目として開設することは、高等学校教育の目標に適合するものである。

(3) 高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続を図る工夫

高等学校卒業後、大学や専門学校等に進学する者や就職する者など、生徒の進路は様々である。しかしながら、どのような進路に進むにしても、高等学校教育に求められるのは、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育成するとともに、生涯にわたって、必要となる知識・技能などを自ら身に付けていくことができるようにすることである。

こうした観点から、高等学校教育には、生徒が進もうとしている進路を見据えながら、必要な資質・能力を育成することができるよう、教育課程の改善・充実を図っていくことが求められるのであり、そのための手段として、例えば、企業等と連携して実践的な教育活動を導入していくことなども考えられる。

1 2 定時制・通信制において配慮すべき事項

定時制の課程においては、勤労青年のほか、多様な入学動機をもつ者、生涯学習の一環で学ぶ者など、生徒の実態が多様化しており、また、通信制の課程においては、様々な事情で毎日通学することが困難であるなどの生徒の実態がある。このことを踏まえ、各学年への各教科・科目の配当を弾力化するなどの教育課程編成上の工夫や、個に応じた指導の充実及び生徒の発達段階に即しながら生徒個々の能力・適性、興味・関心、さらには進路希望などの違いを勘案した指導が必要である。

(1) 定時制の課程における週当たり授業時数等

定時制の課程における授業の週数・日数や時数の取扱いを弾力的に運用できるよう、定時制の課程における授業日数の季節的配分や週当たり又は1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に配当するものとする。

なお、各学校においては、授業時数等を定める際、定時制・通信制の課程における修業年限を3年とすることもできることなどについて、十分配慮することが必要である。

(2) 定時制の課程におけるホームルーム活動の授業時数の取扱いに関する特例

従前同様、定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができる。「特別の事情がある場合」とは、一般的に言えば、生徒の勤務の実態、交通事情などである。

(3) 定時制及び通信制の課程における実務等による職業科目の履修の一部代替

職に就き現にその各教科・科目と密接な関係を有する生徒の実務等の体験を評価し、職業科目の履修の一部に代替できることを定めたものである。生徒の校外における実務等を職業に関する各教科・科目の履修の一部として評価するためには、次のような要件が満たされる必要がある。

- ① 職業科目が教育課程に位置付けられていること。
- ② 職業科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業に従事している

こと。

- ③ 生徒の職業等における実務等が、その各教科・科目の一部を履修したと同様の成果があると認められること。

〈代替の方法の例〉

- ・ 生徒一人一人の職場における実務等の体験に応ずるよう、職業科目を網羅した教育課程を編成した上で、校外における実務等をそれらの各教科・科目の増加単位として評価する。(職業科目を網羅した教育課程の編成が困難な場合は、生徒の職業に対応した共通的な職業科目をできるだけ設けて、実務等の評価を行う。)
- ・ 学校における履修の一部を免除する。

〈実務の内容、執務の状況等の把握の例〉

- ・ 生徒からのレポート
- ・ 該当教科・科目の担任による職場訪問
- ・ 雇用主からの報告

(4) 定時制及び通信制の課程における高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定

- ① 生徒が在学中又は入学する前に、高等学校卒業程度認定試験規則の定めるところにより合格点を得た試験科目(旧大学入学資格検定により合格点を得た受検科目を含む)に係る学修について、それを自校の科目の履修とみなして、単位の修得を認めるものである。
- ② 単位認定の対象とする試験科目の範囲や認定方法等は、各学校において適切に判断する必要があるが、例えば、生徒が現に高等学校において履修中の科目を対象とするか、高等学校卒業程度認定試験においてどのような評点での合格を要件とするかなど、具体的な範囲や認定方法は、各学校の判断に委ねられている。
- ③ 平成17年度以降、定時制、通信制課程の生徒に加えて、全日制課程の生徒も受験可能となった。

(5) 前籍校での単位修得

定時制・通信制では他校からの転入生及び中途退学者の入学の増加が見受けられる。そこで、前籍校において修得した単位の取扱いを柔軟に対応する必要がある。

(6) 定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定

定時制又は通信制の課程に在学する生徒が、都道府県教育委員会が指定する技能教育施設(専修学校、職業能力開発校等)において教育を受けている場合に、高等学校の校長が、当該施設における学習を高等学校における教科の一部の履修とみなす措置をとることにより、単位として認めるものである。この連携措置は、高等学校と技能教育施設との間で計画を定めて実施するものであり、働きながら学ぶ青少年に対し、より効果的に高等学校教育を提供することを目的としている。単位認定の対象となるのは、職業に関する教科であり、認定単位数は卒業に必要な単位数の2分の1以内とする。

(7) 定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定

①通信制の課程の生徒が、自校の定時制の課程又は他校の定時制若しくは通信制の課程において一部科目の単位を修得した場合、②定時制の課程の生徒が自校の通信制又は他校の通信制の課程において一部科目の単位を修得した場合、当該校長の定めるところにより、その単位数を自校の卒業に必要な単位数に含めることができる。この定通併修による単位認定については、上限は設けられていない。

なお、定時制の課程の生徒が他校の定時制の課程において一部科目を履修する場合については、「学校間連携による単位認定」の制度によることとなる。

(8) 通信制課程における教育課程の特例

- ① 通信制の課程の教育課程も、高等学校教育として原則として第1章総則の第1款から第7款までの適用を受けるものであるが、通信制の課程の教育方法が全日制・定時制の課程と異なるため、以下のような事項については適用を受けないこととされている。

- ア 全日制・定時制の課程におけるような授業は原則として行われなため、授業時数等に関する第1章総則第2款3(3)の適用は受けない。
- イ 通信制の課程では類型に関する第1章総則第2款3(4)の規定の適用は受けない。
- ウ 職業科目の履修について、就業体験活動やホームプロジェクト等により授業時数の一部の代替を認めている第1章総則第2款3(7)エ(ア)及び(イ)の適用は受けない。

② 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数

ア 通信制の課程の学習の量と質は全日制・定時制の課程の学習の量と質と同等であることはいうまでもなく、通信制の課程の学習量は全日制・定時制の課程の学習量に相当するように添削指導の回数及び面接指導の単位時間数が定められている。

イ 各教科・科目の1単位当たりの添削指導の回数、面接指導の単位時間数は、標準を示すものであるため、ある程度柔軟に具体的な回数、単位時間数を定めることができるが、添削指導、

面接指導は通信制の課程で行う教育(以下「通信教育」という。)の中心であり、また、全日制や定時制の課程とは異なり、教師が直接指導する機会も少ないことから、それぞれの回数、単位時間数は十分確保する必要がある。

ウ 面接指導の授業の1単位時間については、各学校において適切に定める。

③ 専門教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数

次のような点に十分配慮することが望ましい。

- ・ 専門教科・科目の標準単位数の設定が学科の特色、学校や地域の実態等によりその学校の設置者の定めるところとなっていること。
- ・ 生徒の従事する職業における実務等をもって、職業科目の履修の一部に代替できることとされていること。

④ 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数

学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、各学校において定めることとされていることを受け、1単位につき各教科・科目の必要に応じて1回以上及び1単位時間以上を確保した上で各学校が定める。

⑤ 添削指導及びその評価

添削指導は高等学校通信教育の基幹的な部分である。添削指導に当たっては、正誤のみの指摘はもちろん、解答に対する正答のみの記載や一律の解説の記載だけでは不十分、不適切であり、各生徒の誤答内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の到達度に応じた解説や、自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載することが求められ、マークシート形式のように機械的に採点ができるような課題や、択一式の問題のみで構成される課題は添削指導としては不適切である。

また、学期当初や年度末、試験前に添削課題をまとめて提出することを可能とするような運用を行ったり、添削指導や面接指導が完了する前に、当該学期の全ての学習内容を対象とした学期末の試験を実施したりすることがないよう、年間指導計画に基づき、計画的に実施することが必要である。更に、指導の際には、生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答できる仕組みを整えておくべきである。

なお、不登校や中途退学経験を有する生徒や、高齢者を含む社会人の学習機会として通信教育の果たす役割は大きく、学習ブランクを添削指導で補っていくためには課題についての周到的な研究と配慮が必要である。

⑥ 面接指導及びその評価

面接指導は、添削指導と同様、高等学校通信教育の基幹的な部分であり、各学校はその重要性に鑑み、絶えず改善に努めることが必要である。面接指導においては、個別指導を重視して一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づき、自宅学習に必要な基礎的・基本的な学習知識について指導したり、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題について十分考慮し、その後の自宅学習への示唆を与えたりするなど、計画的、体系的に指導することが必要である。

⑦ 理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数等

理数に属する科目及び総合的な探究の時間における目標や内容の取扱い等については、通信制の課程においても、全日制・定時制の課程と同様、課題を発見し解決していくための資質・能力の育成をねらいとして、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などを取り入れながら、各学校の創意工夫を生かして特色ある教育活動を行うこととなる。

通信制の課程においては、これらの学習活動を添削指導及び面接指導により行うこととなる。観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れるためには、面接指導が重要となることを踏まえ、学習活動に応じ、添削指導の回数及び面接指導の単位時間数を適切に定めることが重要である。

⑧ 面接指導の授業の1単位時間

通信制の課程の面接指導は、各学校で生徒の実態や各教科・科目及び総合的な探究の時間の特質を考慮して適切に定めるものとする。ただし、各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保することが前提となることに留意する必要がある。各教科・科目の1単位当たりの面接指導の単位時間数の標準が、第1章総則第2款5(1)において定められており、その場合の1単位時間は50分として計算するものとされている。したがって、それによって計算された単位数に見合う面接指導の時間数については、面接指導の授業の1単位時間を弾力化する場合でも、前提として確保されていなければならない。

⑨ ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除
学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について体系的に行われるラジオ放送、

テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除することができる。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。

⑩ 特別活動の指導時間数

特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとしている。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとする事ができる。

1.3 教育課程実施上の配慮すべき事項

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科・科目等の指導に当たって、(1) 知識及び技能が習得されるようにすること、(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること、(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと、その際、各教科等の「見方・考え方」を働かせ、各教科・科目等の学習の過程を重視して充実を図ることが求められている。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、平成28年12月の中教審答申において、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ② 子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

また、主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくり出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが重要となる。すなわち、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を考えることは単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように構成するかというデザインを考えることに他ならない。

主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」は、新しい知識及び技能を既にもっている知識及び技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力、判断力、表現力等を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものであり、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。また、思考・判断・表現の過程には、

- ・ 物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成し表現したり、目的や状況等に応じて互いの考えを伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
- ・ 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

の大きく三つがあると考えられる。

各教科等の特質に応じて、こうした学習の過程を重視して、具体的な学習内容、単元や題材の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践できるようにすることが重要である。例えば、共通教科及び総合的な探究の時間、特別活

動については、次のように示している。

- ・「言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること」(国語科)
- ・「科目の特質に応じた見方・考え方を働かせ、社会的事象の意味や意義などを考察し、概念などに関する知識を獲得したり、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実を図ること」(地理歴史科)
- ・「科目の特質に応じた見方・考え方を働かせ、社会的事象等の意味や意義などを考察し、概念などに関する知識を獲得したり、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実を図ること」(公民科)
- ・「数学的な見方・考え方を働かせながら、日常の事象や社会の事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決し、学習の過程を振り返り、概念を形成するなどの学習の充実を図ること」(数学科)
- ・「理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実を図ること」(理科)
- ・「体育や保健の見方・考え方を働かせながら、運動や健康についての自他や社会の課題を発見し、その合理的、計画的な解決のための活動の充実を図ること。また、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう留意すること」(保健体育科)
- ・「各科目における見方・考え方を働かせ、各科目の特質に応じた学習の充実を図ること」(芸術科) ※解説において、芸術科の特質に応じた学習の充実について以下のとおり具体的に記述している。

「各科目における見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞の活動の関連を図るなどして、芸術に関する各科目の特質について理解するとともに、創造的な表現を工夫したり、芸術のよさや美しさを深く味わったりする過程を大切に学習の充実を図ること」(芸術科 解説)

- ・「具体的な課題等を設定し、生徒が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現などの知識を、五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること」(外国語科)
- ・「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、知識を相互に関連付けてより深く理解するとともに、家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見出して解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図ること」(家庭科)
- ・「情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、情報と情報技術を活用して問題を発見し主体的、協働的に制作や討論等を行うことを通して解決策を考えるなどの探究的な学習活動の充実を図ること」(情報科)
- ・「生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が数学的な見方・考え方や理科の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、様々な事象や課題に向き合い、主体的に探究することができるよう創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること」(理数科)
- ・「生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が探究の見方・考え方を働かせ、教科・科目等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること」(総合的な探究の時間)
- ・「よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること」(特別活動)

こうした学習は、これまででも重視してきたものであり、今回の改訂においては各教科等において行われる学習活動の質を更に改善・充実させていくための視点として主体的・対話的で深い学びの視点を示している。

このような学びの質を高めるための授業改善の取組については、既に多くの実践が積み重ねられてきており、具体的な授業の在り方は、生徒の発達段階や学習課題等により様々である。そのため、例えば高度な社会課題の解決だけを目指したり、そのための討論や対話といった学習活動を行ったりすることのみが主体的・対話的で深い学びではない点に留意が必要である。

(2) 言語環境の整備と言語活動の充実

今回の改訂においても、前回同様、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等をバランスよく育むため、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とそれらを活用する学習活動やその成果を踏まえた探究活動を充実させることとしている。言語は生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、言語能力は全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものである

と位置付けている。言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として、各教科・科目等の特質に応じた言語活動を充実すること、あわせて、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させることを示している。

生徒の言語活動は、生徒を取り巻く言語環境によって影響を受けることが大きいので、学校生活全体における言語環境を望ましい状態に整えておくことが大切である。学校生活全体における言語環境の整備としては、例えば、教師との関わりに関係することとして、

- ・ 教師は正しい言葉で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書く
- ・ 校内の掲示板やポスター、生徒に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用する
- ・ 校内放送において、適切な言葉を使って簡潔にわかりやすく話す
- ・ より適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用する
- ・ 教師と生徒、生徒相互の話し言葉が適切に用いられているような状況をつくる
- ・ 集団の中で安心して話ができるような教師と生徒、生徒相互の好ましい人間関係を築く

などに留意する必要がある。なお、学校教育活動を通じ、色のみによる識別に頼った表示方法をしないなどの配慮も必要である。

言語活動は、言語能力を育成するとともに、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を身に付けるために充実を図るべき学習活動である。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、各教科等の特質に応じた言語活動をどのような場面で、またどのような工夫を行い取り入れるかを考え、計画的・継続的に改善・充実を図ることが期待される。

(3) コンピュータ等や教材・教具の活用

「学習の基盤となる資質・能力」である情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることや、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることが必要である。

各教科等の指導に当たっては、教師がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段のほか、各種の統計資料や新聞、デジタル教科書やデジタル教材、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることも重要である。各教科等における指導が、生徒の主体的・対話的で深い学びへとつながっていくようにするためには、必要な資料の選択が重要であり、とりわけ信頼性が高い情報や整理されている情報、正確な読み取りが必要な情報などを授業に活用していくことが必要であることから、今回の改訂において、各種の統計資料と新聞を特に例示している。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師は機器の操作等に習熟するだけでなく、それぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。なお、コンピュータや大型提示装置等で用いるデジタル教材は教師間での共有が容易であり、教材作成の効率化を図ることができるとともに、教師一人一人の得意分野を生かして教材を作成し共有して、更にその教材を用いた指導についても教師間で話し合い共有することにより、学校全体の指導の充実を図ることもできることから、こうした取組を積極的に進めることが期待される。

(4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動

今回の改訂においても、引き続き生徒の学習意欲の向上を重視しており、例えば、各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり、生徒が当該授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりといった取組の充実や、生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立などを図ることが重要である。これらの指導を通じ、生徒の学習意欲が向上するとともに、生徒が学習している事項について、事前に見通しを立てたり、事後に振り返ったりすることで学習内容の確実な定着が図られ、各教科等で目指す資質・能力の育成にも資するものと考えられる。

(5) 体験活動

これからの学校教育には、生徒に知・徳・体のバランスのとれた資質・能力を育成することが一層重要となっている。資質・能力を偏りなく育成していくに当たり、「学びに向かう力、人間性等」を育む観点からは、体験活動の充実が重要である。「学びに向かう力、人間性等」は「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」をどのような方向性で働かせていくのかを決定付ける重要な要素であることから、各教科・科目等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することが必要である。

(6) 学校図書館、地域の公共施設の利活用

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、以下のような機能を有している。

- ① 生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創

造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」

- ② 生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」
- ③ 生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」

また、これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されている。

(7) 国際理解教育

① 国際理解教育の意義・ねらい

国際化・情報化がますます進展する今日、国際社会に生きる日本人としての自覚に立ち、外国の生活や文化を理解し、諸外国の人々と隔てない心で接し、互いに尊重し、積極的かつ豊かに交流し、国際社会の平和と発展に貢献することのできる資質や態度を養うことが求められている。そのためには、我が国や郷土の歴史や伝統・文化に対する理解を深め、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくことが大切である。また、単に理解するだけでなく、国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成することも大切である。

② 指導上の留意事項

国際理解教育は、各教科、特別活動、総合的な探究の時間などのいずれを問わず、学校の教育活動全体の中で推進されるべきものである。特別活動や総合的な探究の時間だけでなく、各教科等においても、自国や外国の歴史・文化の理解と尊重、地球的視野と多様なものの見方、人間尊重と共に生きるという考え方、表現力・コミュニケーション能力といった国際理解教育の要素を意識して指導することが重要である。教科における学習と総合的な探究の時間等との関連を常に意識するなど、各教科等を相互に有機的に結びつけながら、授業に広がりや深まりをもたらすことが重要である。

なお、その際、貴重な実践経験をもつ学校の外部にある組織、留学生や地域に住む外国の人々や帰国子女との交流の機会を積極的に設けることが大切である。

ア 直接的な異文化体験の重視

異なる文化・生活・習慣をもつ同年代の若者との交流活動は、異文化を直接体験し、国際理解を深め、国際性を養うという点で大きな意義をもつ。ホームルーム活動において、外国での生活経験をもつ地域の人や国際貢献を担う人々の体験談などを聞いて話し合ったり、留学生など外国の人々との意見交換や交流会などを実施したりする学校間交流を推進し、姉妹校提携や親善交流を一層深める海外研修旅行を実施し、異文化を直接体験する機会を設定することが大切である。また、外国からの留学生を積極的に受け入れたり、地域で行われる国際交流活動へ参加したりするなど、身近な国際交流を進めることも大切である。

なお、海外研修旅行については、単なる施設、史跡名勝への訪問やお仕着せの交流活動にとどまることのないよう、目的の明確化や事前の準備学習、交流活動の意味づけなどを十分にいき、体験が学びの深まりにつながるような活動として充実を図る必要がある。

イ 外国語学習

外国語の学習においては、コミュニケーションの手段として国際社会で実際に通用するよう、「聞く」「話す」「読む」「書く」の能力をバランスよく育成するとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することが重要である。また、英語以外の外国語を積極的に導入することが望ましい。なお、外国語指導助手(ALT)等の協力を得て行うチーム・ティーチングなどの授業において、豊かな言語活動を行うとともに、外国人とできるだけ多く触れ合う機会を設け相互の理解を深めることにより、国際理解を推進することが大切である。

ウ 高校生留学の促進

高校生の留学や海外研修旅行は、その後の国際交流活動の拡大につながるなど国際性の涵養に大きく寄与するものである。生徒自身の留学に関する理解の向上を図るとともに、留学の意義の周知、留学情報の提供などにより教職員や保護者の理解を深めることが大切である。

なお、留学により一定期間外国の高等学校で学んだ後、帰国した生徒にも、帰国後の学校生活への適応に配慮する必要がある。

(8) 情報教育

情報教育とは情報活用能力を育む教育である。情報活用能力は、「世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力」とされており、言語能力、問題発見・

解決能力等とともに、学習の基盤となる資質・能力とされている。また、各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、各教科・科目等の特質を生かし、教科等横断的な視点に立って育成するものとして示されている。

① 共通教科「情報」

情報に関する科学的な見方・考え方を重視し、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用するための知識及び技能を身に付け、実際に活用する力を養うとともに、情報社会に主体的に参画する態度を養うことを目指している。また、小・中・高等学校の各教科等の指導を通じて行われる情報教育の中核として、小・中学校段階からの問題発見・解決や情報活用経験の上に、情報と情報技術を問題の発見と解決に活用するための科学的な理解や思考力等を育み、情報活用能力を更に高める教科として位置付けることができる。

② 他の各教科・科目等での指導

高等学校段階における情報教育を、共通教科情報科だけが担うように極めて限定的に捉えてはならない。情報科の学習指導要領にも、「他の各教科・科目等の学習において情報活用能力を生かし高めることができるよう、他の教科・科目等との連携を図ること。」「公民科及び数学科などの内容との関連を図るとともに、教科の目標に即した調和のとれた指導が行われるよう留意すること。」とあるように、共通教科情報科の学びによって身に付けた能力や態度を他の教科・科目等の学習において積極的に活用していくことが重要である。

③ 高等学校段階における学習活動

共通教科情報科の学習内容は、小学校におけるプログラミング教育や、中学校技術・家庭科技術分野の内容「D情報の技術」との系統性を重視している。

また、生徒は、中学校の各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動で、中学校までの発達の段階に応じた情報活用能力を身に付けて高等学校に入学してくる。生徒が義務教育段階において、どのような情報活用能力を身に付けてきたかについて、あらかじめその内容と程度を的確に把握して、指導に生かす必要がある。

④ 情報モラル

「情報活用能力」として、情報活用能力に情報モラルが含まれることを特に示している。携帯電話・スマートフォンやSNSが子どもたちにも急速に普及するなかで、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化等を踏まえ、情報モラルについて指導することが一層重要となっている。このため、次のような学習活動を通じて、生徒に情報モラルを確実に身に付けさせるようにすることが必要である。

- ・情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動
- ・ネットワーク上のルールやマナーを守ることを意味について考えさせる学習活動
- ・情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動
- ・情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動
- ・情報セキュリティの重要性とその具体的対策について考えさせる学習活動
- ・健康を害するような行動について考えさせる学習活動

また、情報技術やサービスの変化、生徒のインターネットの使い方の変化に伴い、学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが必要である。併せて、例えば、インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残る完全には消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身に付けさせ、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも適切に対応できるようにすることが重要である。更に、情報モラルに関する指導は、各教科等との連携や、生徒指導との連携も図りながら実施することが重要である。

⑤ ICT環境の整備

情報手段を活用した学習活動を充実するためには、国において示す整備指針等を踏まえつつ、校内のICT環境の整備に努め、生徒も教師もいつでも使えるようにしておくことが重要である。

また、生徒が安心して情報手段を活用できるよう、情報機器にフィルタリング機能の措置を講じたり、個人情報漏えい等の情報セキュリティ事故が生じることのないよう、学校において取り得る対策を十全に講じたりすることなどが必要である。

加えて、情報活用能力の育成や情報手段の活用を進める上では、地域の人々や民間企業等と連携し協力を得ることが特に有効であり、学校外の人的・物的資源の適切かつ効果的な活用に配慮することも必要である。

(9) 人権教育

鳥取県では、同和教育で培われてきた原則を基底に位置づけながら、国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚し、人権教育が目指すものとして「本来持っている能力を発揮し、自己実

現を図る」「人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚する」「多様な人々と豊かにつながり、共に生きる」を掲げている。これらを実現し、「豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成」をするため、学校の教育活動全体を通じて、「人権についての教育（人権や人権問題について学ぶ）」「人権としての教育（生涯にわたり、全ての人が等しく教育を保障される）」「人権が尊重される教育（人権が大切にされた環境で学ぶ）」の3つの側面から総合的に取り組むことが重要である。

「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動」につながる人権意識を育むには、人権に関する知的理解（知識）と人権感覚（技能・態度）を基盤として自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させることが求められる。学校において人権教育を進めていく際には、生徒に育てたい資質・能力を「知識」「技能」「態度」の3つの側面から明確にし、関連付けながらバランスよく育むことが求められる。また、条約や法を学ぶことを通じて自らがどんな権利を持っているのかを正しく理解する「普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチ」と、身の回りで起こっている問題に目を向ける「個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチ」の関連性をしっかり捉え、実践的な人権教育を構築していくことが大切である。

〈人権教育推進のポイント〉

- ① 校内推進組織を確立するとともに、多面的に把握した生徒等の実態（課題）から、自校の教育活動全体を視野に入れた人権教育の目標を設定し、その目標を達成するため卒業までに全ての生徒に育てたい資質・能力（知識・技能・態度）を明確にした「人権教育全体計画」を作成することが必要です。また、「人権教育全体計画」にもとづき、生徒の発達段階に即して計画的・系統的に行われるよう「人権学習年間指導計画」を作成する必要があります。そして、全教職員の共通理解のもと、具体的方策は有効であったか等多角的な視点から評価し、指導の改善につなげていく（PDCAサイクルの考え方を取り入れる）ことが大切です。
- ② 教職員の言動は、日々の教育活動の中で生徒の心身の発達や人間関係に大きな影響を及ぼします。個々の生徒と一人の人間として接することが、生徒の安心感や自尊感情を育むことにもなります。教職員は、確かな人権感覚を身に付けるよう、常に自己研鑽を積み、自らの人権意識を絶えず見つめ直す必要があります。
- ③ 人権教育の指導方法としては「参加型」学習が有効です。「参加型」学習とは、協力的な人間関係をつくりながら異なる立場・意見を有する人々が互いに尊重し合い、問題解決を方向付け、共に行動することを促す包括的な学習プログラムを指します。そのためにも、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを生徒自身が実感できる環境をつくることが重要です。
- ④ 人権教育の学習の実施に当たっては、生徒に育てたい資質・能力（「知識」「技能」「態度」）など、具体的に設定された学習の目的に応じた多様な学習教材の選定・開発、教育効果を高める内容面の創意工夫が望まれます。また、生徒の主体性を引き出し、活発な学びの場を生み出すために、教師には「ファシリテータ（学習促進者）」としての役割が期待されます。なお、特定の主義主張に偏ることなく教育の中立性を確保すること、個人情報やプライバシーに関しては十分配慮することが重要です。
- ⑤ 人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関の多くの人々に支えられてこそ、その効果を十分に発揮できます。連携を進めるに当たっては、例えば人権学習に係る授業の公開など、学校の取組を積極的に公表し、協力関係を築き上げておくことが重要です。

〈参考〉

「鳥取県人権教育基本方針―第2次改訂―」鳥取県教育委員会 平成29年3月

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」文部科学省 平成20年3月

「鳥取県人権施策基本方針（第3次改訂）」鳥取県 平成28年9月

「人権教育における実践と評価」鳥取県教育委員会 平成21年4月

「人権教育全体計画」と「人権学習年間指導計画」の作成ポイントと手順例」鳥取県教育委員会 令和3年3月

「人権教育のてびき（学校教育編）」鳥取県教育委員会 平成18年3月（令和3年3月改定予定）

(10) 環境教育

① 環境教育の意義と視点

環境問題は、地球環境問題から都市・生活型公害問題まで、現代文明と生活様式の在り方にかかわる、極めて幅の広い問題である。そのため、環境問題に対応するには、地球規模で協調した取組を行うことと、社会経済システムや生活様式の在り方を環境への負荷が少ないものへ変革することが重要である。そして、一人一人が全地球的な視野を持つと同時に、人間と環境とのかわりについて理解を深め、自然と共生し、身近なところから具体的な行動を進めるこ

とが極めて重要な課題となっている。

環境教育の実施に当たっては、子どもたちが、豊かな自然や身近な地域社会の中での様々な体験活動を通して、自然に対する豊かな感受性や環境に対する関心等を培う「環境から学ぶ」、環境や自然と人間とのかかわり、さらには、環境問題と社会経済システムの在り方や生活様式とのかかわりについて理解を深める「環境について学ぶ」、そして環境保全や環境の創造を具体的に実践する態度を身に付ける「環境のために学ぶ」という3つの視点が重要である。

② 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27年(2015年)9月の国連総会において、全会一致で採択されたもので、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12年(2030年)を年限として、17のゴールと169のターゲットで構成されたものである。

我が国では、これらのゴールとターゲットのうち、特に注力すべきものを再構築し、8つの優先課題(取組の柱)を定めた「SDGs実施指針」を策定し、鳥取県においては、優先課題のうち、環境に係る2つの優先課題の達成を目指し、令和2年3月に「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を定めた。

③ 環境教育の留意点

各学校においては、環境教育はますますその重要性を増していくとの認識の下に、学校や地域の特色などを生かした具体的な取組を積極的に進めていく必要がある。

その際、特に留意すべき点は次の点である。

ア 環境問題が学際的な広がりを持った問題であり、各学校において環境教育を進めていくに当たっても、各教科、特別活動などの連携・協力を図り、学校全体の教育活動を通して取り組んでいくこと。

イ 環境や自然と人間とのかかわりについて理解を深めるとともに、環境や自然に対する思いやりやこれらを大切にすることを育み、さらに、自ら率先して環境を保全し、よりよい環境を創造していこうとする実践的な態度を育成することが大切だということ。

ウ 環境教育においては体験的な学習が重視されなければならないということ。また、環境問題が地球全体の問題であることから、インターネットなどの情報通信ネットワークの活用も有意義なことと考えられる。

さらに、環境教育が総合的・横断的な特色を持ったものであることから、学校や地域の実態等に応じ、総合的な探究の時間などを活用した特色ある取組も望まれる。

そして、より充実した環境教育を行っていくためには、社会人講師導入事業などの活用により、環境問題に実際に携わっている自然保護の関係者や研究者等の社会人を幅広く学校に受け入れることなども考えられる。

また、引き続き、高等学校などにおいて幅広く環境配慮活動に取り組むための「鳥取県版環境管理システム(TEAS)認定制度(Ⅱ種)」の認定に向けた取組なども推進していく。

1.4 学習評価の充実

(1) 授業の評価と改善

学習評価は、学校における教育活動に関し、生徒の学習状況を評価するものである。「生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。

実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習の状況を把握するために、指導内容や生徒の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要がある。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視することが大切である。特に、他者との比較ではなく生徒一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要である。

また、教師による評価とともに、生徒による学習活動としての相互評価や自己評価などを工夫することも大切である。相互評価や自己評価は、生徒自身の学習意欲の向上にもつながることから重視する必要がある。

今回の改訂では、各教科等の目標を資質・能力の三つの柱で再整理しており、平成28年12月の中教審答申において、目標に準拠した評価を推進するため、観点別評価について、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理することが提言されてい

る。その際、ここでいう「知識」には、個別的事実的な知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、更に社会の中で生きて働く知識となるものが含まれている点に留意が必要である。

また、資質・能力の三つの柱の一つである「学びに向かう力、人間性等」には①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることにも留意する必要がある。

このような資質・能力のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動を評価の対象とし、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行っていくことが必要である。

(2) 学習評価に関する工夫

学習評価の実施に当たっては、評価結果が評価の対象である生徒の資質・能力を適切に反映しているものであるという学習評価の妥当性や信頼性が確保されていることが重要である。また、学習評価は生徒の学習状況の把握を通して、指導の改善に生かしていくことが重要であり、学習評価を授業改善や組織運営の改善に向けた学校教育全体の取組に位置付けて組織的かつ計画的に取り組むことが必要である。

学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、評価規準や評価方法等を明確にすること、評価結果について教師同士で検討すること、実践事例を蓄積し共有していくこと、授業研究等を通じ評価に係る教師の力量の向上を図ることなどに、学校として組織的かつ計画的に取り組むことが大切である。更に、学校が保護者に、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果についてより丁寧に説明したりするなどして、評価に関する情報をより積極的に提供し保護者の理解を図ることも信頼性の向上の観点から重要である。

今回の改訂は、学校間の接続も重視しており、例えば、法令の定めに基づく指導要録の写し等の適切な送付に加えて、特別活動の指導に当たり、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の在り方生き方を考えたりする活動を行うこととしている。その際、キャリア・パスポート等を活用することとしており、学校段階を越えて活用することで生徒の学習の成果を円滑に接続させることが考えられる。

1 5 生徒の発達を支える指導の充実

(1) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ることが求められている。

学習内容の習熟の程度に応じた指導については、学校の実情や生徒の発達の段階等に応じ、必要な教科について適宜弾力的に行うものであり、実施時期、指導方法、評価の在り方等について十分検討した上で実施するなどの配慮が必要である。また、学習習熟度別の学習集団の編成に当たっては、次の諸点に留意する必要がある。

- ・ 学習習熟度別の学習集団の編成の趣旨を正しく捉え、生徒の学習内容の習熟の程度の実態に即し、学校規模、教師の構成、施設・設備などについて十分検討すること。
- ・ 生徒に主体的に学習集団を選ばせる等の指導をするなどして、一人一人の生徒が自己の学習習熟の程度をより高めようとする意欲をもつようにし、十分にその趣旨が生かされるよう留意すること。
- ・ 学習内容の習熟の程度を的確に把握する方法を工夫し、日常の学習状況を観察することにより、個の生徒の学習習熟の程度や学習意欲等を把握するとともに、生徒に対しては、その趣旨やねらいについて十分な理解を図り、個別指導を行うなどの配慮をすること。その際、保護者の理解や協力が得られるよう、事前の配慮を要する場合もあると考えられること。
- ・ 生徒の努力により学習習熟度が高まった場合など、その程度に応じた学習集団に編入できるよう、学期ごと、学年ごと等において学習集団の編成替えをするなどが考えられること。

また、学習習熟度別の学習集団の指導に当たっては、それぞれの科目内容の習熟度を高め、意欲を喚起するための、各学習集団の実態に即した適切な教育の方法についての配慮が必要である。各学習集団ごとの具体的な学習の目標、学習の内容、学習の進度、教科・科目の評価等については、習熟の程度の差や科目の特質を踏まえて判断するものであり、慎重な検討を要するところ

あり、全教職員の共通理解と生徒への周知徹底に関して十分な配慮が必要である。

(2) 学習の遅れがちな生徒の指導における配慮事項

学習の遅れがちな生徒に対しては、一人一人の能力や適性等の伸長を図るため、その実態に即して、各教科・科目等の選択やその内容の取扱いなどに必要な配慮を加え、個々の生徒の実態に即した指導内容・指導方法を検討し、適切な指導を行う必要がある。

学習の遅れがちな生徒の指導に当たっては、一人一人に即した適切な指導をするため、学習内容の習熟の程度を的確に把握することと、学習の遅れがちな原因がどこにあるのか、その傾向はどの教科・科目において著しいのかなど実態を十分に把握することが必要である。

(3) 障がいのある生徒などへの指導

障がいのある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う必要がある。

障がいのある生徒などには、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい、情緒障がい、自閉症、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）などのほか、学習面又は行動面において困難のある生徒で発達障がいの可能性のある者も含まれている。このような障がいの種類や程度を的確に把握した上で、障がいのある生徒などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。また、このような考え方は学習状況の評価に当たって生徒一人一人の状況をきめ細かに見取っていく際にも参考となる。その際、高等学校学習指導要領解説の各教科等編のほか、文部科学省が作成する「教育支援資料」などを参考にしながら、全ての教師が障がいに関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障がいのある生徒などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要である。例えば、

- ・ 弱視の生徒への理科における観察・実験の指導
- ・ 難聴や言語障がいの生徒への国語科における音読の指導や芸術科における歌唱の指導
- ・ 肢体不自由の生徒への保健体育科における実技の指導や家庭科における実習の指導
- ・ 病弱・身体虚弱の生徒への芸術科や保健体育科におけるアレルギー等に配慮した指導
- ・ 読み書きや計算などに困難がある LD の生徒への国語科における書くことに関する指導や、数学科における計算の指導
- ・ ADHD や自閉症の生徒に対して、話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導

など、生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等（以下「障がいの状態等」という。）に応じて個別的に特別な配慮や指導方法の工夫を行うことが必要である。また、指導に当たっては、音声教材、デジタル教科書やデジタル教材等を含め ICT 等の適切な活用を図ることも考えられる。

一方、特別支援教育において大切な視点は、生徒一人一人の障がいの状態等により、学习上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことであると言える。そこで、校長は、特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要がある。その際、各学校において、生徒の障がいの状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、組織的・計画的に取り組むことが重要である。

さらに、障がいのある生徒などの指導に当たっては、担任を含む全ての教師間において、個々の生徒に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要がある。また、集団指導において、障がいのある生徒など一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の生徒に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、全ての生徒に「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切である。

なお、今回の改訂では、総則のほか、各教科等においても、「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等に当該教科等の指導における障がいのある生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが規定されたことに留意する必要がある。

(4) 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成した場合の配慮事項

障がいのある生徒に対して、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、障がいに応じた特別の指導（以下「通級による指導」という。）を行う場合には、学校教育法施行規則第129条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。なお、通級による指導における単位の修得の認定については、次

のとおりとする。

- ① 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。
- ② 学校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

通級による指導は、高等学校等の通常の学級に在籍している障がいのある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。これまで、高等学校等においては通級による指導を行うことができなかったが、小・中学校における通級による指導を受けている児童生徒の増加や、中学校卒業後の生徒の高等学校等への進学状況などを踏まえ、小・中学校等からの学びの連続性を確保する観点から、平成28年12月に学校教育法施行規則及び「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件」（平成5年文部省告示第7号）の一部改正等が行われ、平成30年4月から高等学校等における通級による指導ができることとなった。

高等学校等における通級による指導の対象となる者は、小・中学校等と同様に、学校教育法施行規則第140条各号の一に該当する生徒で、具体的には、言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者である。通級による指導を行う場合には、学校教育法施行規則第83条及び第84条（第108条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができ、障がいによる特別の指導を、高等学校等の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができる（学校教育法施行規則第140条、平成5年文部省告示第7号）。教育課程に加える場合とは、放課後等の授業のない時間帯に通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するというものである。この場合、対象となる生徒の全体の授業時数は他の生徒に比べて増加することになる。一方、教育課程の一部に替える場合とは、他の生徒が選択教科・科目等を受けている時間に、通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するというものである。対象となる生徒は選択教科・科目に替えて通級による指導を受けることになり、この場合、対象となる生徒の全体の授業時数は増加しない。なお、通級による指導を、必修教科・科目、専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」、総合的な探究の時間及び特別活動に替えることはできないことに留意する必要がある。

自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の生徒の障がいの状態等の的確な把握に基づき、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものである。よって、生徒一人一人に個別に指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要がある。個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が生徒の障がいの状態、発達や経験の程度、興味や関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握し、自立活動の指導の効果が最も上がるように考えるべきものである。したがって、ここでは、手順の一例を示すこととする。

（手順の一例）

- a 個々の生徒の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校高等部学習指導要領第6章第2款の内容から、個々の生徒の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修する場合には、年次ごとに履修した単位を修得したことを認定することが原則となる。しかし、例えば、通級による指導を年度途中から履修する場合など、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間（35単位時間）に満たなくとも、次年度以降に通級による指導を履修し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能である。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能である。なお、通級による指導に係る単位を修得したときは、年間7単位を超えない範囲で当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認め

るに必要な単位数に加えることができる。

(5) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

障がいのある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努める必要がある。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障がいの状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用する必要がある。

今回の改訂では、通級による指導を受ける生徒については、二つの計画を全員作成し、効果的に活用することとした。また、通級による指導を受けていない障がいのある生徒などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めることとした。

① 個別の教育支援計画

個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

障がいのある生徒などは、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられる。具体的には、障がいのある生徒などが生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために、本人及び保護者の願いや将来の希望などを踏まえ、在籍校のみならず、例えば、家庭や医療、福祉、労働等の関係機関などと連携し、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にすることとなる。

個別の教育支援計画の作成を通して、生徒に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解をすべき大切な情報となる。また、在籍校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として個別の指導計画に生かしていくことが重要である。

個別の教育支援計画の活用に当たっては、例えば、中学校における個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、入学前から在学中、そして進路先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切である。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いと保護に十分留意することが必要である。

② 個別の指導計画

個別の指導計画は、個々の生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障がいのある生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

今回の改訂では、総則のほか、各教科等の指導において、「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」として、当該教科等の指導における障がいのある生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定された。このことを踏まえ、通常の子に在籍する障がいのある生徒等への各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画の作成に努める必要がある。

通級による指導において、特に、他校において通級による指導を受ける場合には、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、個別の指導計画に基づく評価や情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要がある。

各学校においては、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成する目的や活用の仕方に違いがあることに留意し、二つの計画の位置付けや作成の手続きなどを整理し、共通理解を図ることが必要である。また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画については、実施状況を適宜評価し改善を図っていくことも不可欠である。

こうした個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用システムを校内で構築していくためには、全ての教師の理解と協力が必要である。校長のリーダーシップの下、学校全体の協働体制づくりを進めたり、全ての教師が二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努めていく必要がある。

(6) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導

① 学校生活への適応等

海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うことが必要である。これらの生徒の受入れに当たっては、一人一人の実態を的確に把握し、当該生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮することが大切である。

高等学校においては、校長が帰国生徒について、相当年齢に達し、入学させようとする学年に在学する他の生徒と同等以上の学力があると認めた場合には、第1学年の途中から又は各学年を通じ、編入学を認めることができることとされている(学校教育法施行規則第91条)。また、特別の必要があり、教育上支障がないときは、学年の途中においても学期の区分に従い入学の許可、各学年の課程の修了及び卒業の認定ができることとされている(同施行規則第104条第3項)。これは、外国の学校と我が国の学校とでは卒業、入学の時期に相当のずれがある場合が多いので、外国において我が国の中学校に相当する学校教育の課程を修了した者について、4月以外の時期に我が国の高等学校に入学・編入学させることを認めるものである。

② 日本語の習得に困難のある生徒への指導

日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う必要がある。

高等学校段階においても、生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが必要である。例えば、指導内容については、学校生活に必要な基礎的な日本語の習得のための指導を行ったり、各教科等の指導と学習のために必要な日本語の習得のための指導を統合して行ったりするなどの工夫が考えられる。指導方法については、在籍するホームルーム等における日本語の能力に配慮した指導や放課後等を活用した指導などの工夫が考えられる。また、外国人生徒や外国につながる生徒については、課外において当該国の言葉や文化の学習の機会を設けることなどにも配慮することが大切である。

これらの日本語の習得に困難のある生徒の指導を効果的に行うためには、教師や管理職など、全ての教職員が協力しながら、学校全体で取り組む体制を構築することが重要である。また、日本語教育や母語によるコミュニケーションなどの専門性を有する学校外の専門人材の参加・協力を得ることも大切である。

(7) 不登校生徒への配慮

① 個々の生徒の実態に応じた支援

不登校生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うことが大切である。また、不登校生徒の支援については、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(平成28年9月14日付28文科初第770号)において、不登校生徒への支援に対する基本的な考え方や学校等の取組について示している。

不登校生徒への支援の際は、不登校のきっかけや継続理由、学校以外の場において行っている学習活動の状況等について、家庭訪問も含めた継続的な把握が必要である。更に、不登校生徒の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援することが必要である。例えば、いじめられている生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないように配慮する必要がある。あわせて、不登校生徒の保護者に対し、不登校生徒への支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供及び指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱等を周知することも重要である。

加えて、家庭で多くの時間を過ごしている不登校生徒に対しては、その状況を見極め、当該生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を行うことが重要である。更に、不登校生徒が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるような支援を行うことが重要である。

こうした支援を行うためには、ホームルーム担任のみならず教育相談担当教師など他の教師がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と連携・分担し学校全体で行うことが必要である。加えて、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を行うことが重要である。その際、学校は、当該生徒や保護者と話し合うなどして「児童生徒理解・支援シート」等を作成することが望ましい。

② 不登校生徒の実態に配慮した教育課程の編成

相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒等を対象として、文部科学

大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努める必要がある。

学校教育法施行規則第86条において、「高等学校において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは学校教育法第57条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者」等を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第83条又は第84条の規定によらないことができる」と規定している。

この特別の教育課程においても、憲法、教育基本法の理念を踏まえ、学校教育法に定める学校教育の目標の達成に努める必要がある。また、特別の教育課程を実施する際は、不登校生徒の状況に配慮し、例えば、不登校生徒の学習状況に合わせた個別学習、グループ別学習、家庭訪問や保護者への支援等個々の生徒の実態に即した支援、学校外の学習プログラムの積極的な活用など指導方法や指導体制の工夫改善に努めることが求められる。

1 6 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

(1) カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け

各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めること、また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意することが必要とされている。

例えば、「教育課程・学習指導」については、

○ 各教科等の授業の状況

- ・ 説明、板書、発問など、各教師の授業の実施方法
- ・ 視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の活用
- ・ 体験的な学習や問題解決的な学習、生徒の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習の状況
- ・ 個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの個に応じた指導の方法等の状況
- ・ ティーム・ティーチング指導などにおける教師間の協力的な指導の状況
- ・ 学級内における生徒の様子や、学習に適した環境に整備されているかなど、学級経営の状況
- ・ コンピュータや情報通信ネットワークを効果的に活用した授業の状況
- ・ 学習指導要領や教育委員会が定める基準にのっとり、生徒の発達の段階に即した指導に関する状況
- ・ 授業や教材の開発に地域の人材など外部人材を活用し、よりよいものとする工夫の状況

○ 教育課程等の状況

- ・ 学校の教育課程の編成・実施の考え方についての教職員間の共通理解の状況
- ・ 生徒の学力・体力の状況を把握し、それを踏まえた取組の状況
- ・ 生徒の学習について観点別学習状況の評価や評定などの状況
- ・ 学校図書館の計画的利用や、読書活動の推進の取組状況
- ・ 体験活動、学校行事などの管理・実施体制の状況
- ・ 部活動など教育課程外の活動の管理・実施体制の状況
- ・ 必要な教科等の指導体制の整備、授業時数の配当の状況
- ・ 学習指導要領や教育委員会が定める基準にのっとり、生徒の発達の段階に即した指導の状況
- ・ 教育課程の編成・実施の管理の状況（例：教育課程の実施に必要な、教科等ごと等の年間の指導計画や週案などが適切に作成されているかどうか）
- ・ 生徒の実態を踏まえた、個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、補充的な学習や発展的な学習など、個に応じた指導の計画状況
- ・ 幼小連携、小中連携など学校間の円滑な接続に関する工夫の状況
- ・ （データ等）学力調査等の結果
- ・ （データ等）運動・体力調査の結果
- ・ （データ等）生徒の学習についての観点別学習状況の評価・評定の結果

(2) 各分野における学校の全体計画等との関連付け

教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意する必要がある。

(3) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連

高校生が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

学習指導要領解説では、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること
- ② 教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教師の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うことをそれぞれ規定している。

(4) 家庭や地域社会との連携及び協働と世代を越えた交流の機会

学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子どもなど、地域における世代を越えた交流の機会を設ける必要がある。

こうした取組を進めるに当たっては、特に、家庭科において、子どもや高齢者に関する内容について指導する際に、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流などの実践的な活動を取り入れるよう努めるとともに、総合的な探究の時間や特別活動などを活用することが考えられる。また、学校は介護や福祉の専門家の協力を求めたり、地域社会や学校外の関係施設や団体で働く人々と連携したりして、積極的に交流を進めていくことが大切である。

(5) 学校相互間の連携や交流

他の高等学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障がいのある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにする必要がある。

なお、高等学校については、他の高等学校において科目の単位を修得することのできる学校間連携（学校教育法施行規則第97条）、ボランティア活動や就業体験活動などの学校外活動に対する単位認定（同施行規則第98条、平成10年文部省告示第41号）が制度化されており、こうした取組を積極的に進めていくことが期待される。

1 7 道徳教育推進上の配慮事項

(1) 道徳教育の指導体制

各学校においては、道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開することが必要とされる。

① 校長の方針の明確化

高等学校における道徳教育は、学校の教育活動全体で人間としての在り方生き方に関する教育を通して行うことによりその充実を図るものであり、学校の教育課程の管理者である校長は、その指導力を発揮し、学校の道徳教育の基本的な方針を全教師に明確に示すことが必要である。校長は道徳教育の改善・充実を視野におきながら、関係法規や社会的な要請、学校や地域社会の実情、生徒の道徳性に関わる実態、家庭や地域社会の期待などを踏まえ、学校の教育目標と

の関わりで、道徳教育の基本的な方針等を明示しなければならない。中学校までの道徳教育とのつながりを意識するとともに、各学校や生徒の実態を踏まえ、学校としての道徳教育の重点を示すことが重要である。

校長が道徳教育の方針を明示することにより、全教師が道徳教育の重要性についての認識を深めるとともに、学校の道徳教育の重点や推進すべき方向について共通に理解し、具体的な指導を行うことができる。また、校長の方針は、全教師が協力して学校の道徳教育の諸計画を作成し、展開し、その不断の改善、充実を図っていく上でのよりどころになるものである。

② 道徳教育推進教師を中心とした全教師による協力体制の整備

ア 道徳教育推進教師の役割

道徳教育推進教師には、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて推進する上での中心となり、全教師の参画、分担、協力の下に、その充実が図られるよう働きかけていくことが望まれる。全教師による協力体制を整えるためには、道徳教育推進教師の役割を明確にしておく必要があり、その役割としては、以下に示すような事柄が考えられる。

- ・ 道徳教育の全体計画の作成に関すること
- ・ 全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること
- ・ 道徳教育用教材の整備・充実・活用に関すること
- ・ 道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- ・ 道徳教育の全体計画の公開など家庭や地域社会との共通理解に関すること
- ・ 道徳教育の研修の充実に関すること
- ・ 道徳教育の全体計画の評価に関すること など

また、各教師がそれぞれの役割を自覚しその役割を進んで果たす上でも、全教師による協力体制を整えることは重要である。なお、道徳教育推進教師については、その職務の内容に鑑み、校長が適切に任命するとともに、課程や学科など学校の実態に応じて人数等に工夫を加えるなどの創意工夫が求められる。更に、道徳教育推進教師の研修や近隣の学校の道徳教育推進教師との連携等も積極的に進め、道徳教育の充実に努めることが大切である。

イ 協力体制の充実

家庭や地域社会との共通理解など、道徳教育を推進する上での課題に合わせた組織を設けるなど、学校の実態に応じて全教師が積極的に関わることができる機能的な協力体制を整えることが大切である。特に、小・中学校と異なり、道徳科が設けられていない高等学校では、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を軸としながら、ホームルーム担任である教師だけでなく全教師が道徳教育の担当であるという意識で推進する必要がある。校長は道徳教育の推進体制の充実を図るだけでなく、例えば校長自身も節目節目での講話等を通じて直接生徒に語りかけ、生徒が人間としての在り方生き方について考える機会を作ることに大きな意義がある。

(2) 道徳教育の全体計画

道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮することが必要である。

① 道徳教育の全体計画

ア 全体計画の意義

高等学校の道徳教育の全体計画は、人間としての在り方生き方に関する教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

学校における道徳教育の中軸となるのは、学校の設定する道徳教育の基本的な方針である。全体計画は、その基本方針を具現化し、学校としての道徳教育の目標を達成するために、どのようなことに重点的に取り組むのか、各教育活動はどのような役割を分担し関連を図るのか、家庭や地域社会との共通理解をどう図っていくのかなどについて総合的に示すものでなければならない。このような全体計画は、特に次の諸点において重要な意義をもつ。

- (ア) 人格の形成及び国家、社会の形成者として必要な資質の育成を図る場として学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育が展開できる
- (イ) 学校における道徳教育の重点目標を明確にして取り組むことができる
- (ウ) 「人間としての在り方生き方」を目標に掲げる公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動の中核的な指導の場面としての位置付けや役割が明確になる
- (エ) 全教師による一貫性のある道徳教育が組織的に展開できる

(オ) 家庭や地域社会との共通理解を深め、保護者や地域住民の協力を可能にする

イ 全体計画の内容

全体計画は、各学校において、校長の明確な方針の下に、道徳教育推進教師が中心となって、全教師の協力により創意と英知を結集して作成されるものである。高等学校における道徳教育については、小・中学校のように道徳科を特設しておらず、指導する内容項目等は示されていないが、学校全体で行う道徳教育の全体計画を作成、実施するに当たっては、小・中学校の道徳教育との接続を意識することが求められる。

その上で、高等学校の共通性と多様性ということを考慮すると、各高等学校において全体計画を作成、実施するに当たっては、各学校や生徒の実態に応じて、取り扱う内容を重点化して示すことが大切である。作成に当たっては、上記の意義を踏まえて次の事項を含めることが望まれる。

(7) 基本的把握事項

計画作成に当たって把握すべき事項として、次の内容が挙げられる。

- ・ 教育関係法規の規定、時代や社会の要請や課題、教育行政の重点施策
- ・ 学校や地域の実態と課題、教職員や保護者の願い
- ・ 生徒の実態や発達段階等

(4) 具体的計画事項

基本的把握事項を踏まえ、各学校が全体計画に示すことが望まれる事項として、次の諸点を挙げるができる。

- ・ 学校の教育目標、道徳教育の重点目標、各学年の重点目標
- ・ 各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動などにおける道徳教育の指導の方針及び内容

重点的指導との関連や各教科・科目等の指導計画を作成する際の道徳教育の観点を記述する。また、中核的な指導の場面である公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動をはじめとして、各教科・科目等の方針に基づいて進める道徳性を養うことに関わる指導の内容を整理して示す。

- ・ 特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導との関連

学校や地域の特色を生かした取組や生徒指導との関連、就業体験活動、ボランティア活動、自然体験活動など生徒の内面に根ざした道徳性を養うことに関わる豊かな体験活動との関連を示す。

- ・ ホームルーム、学校の人間関係、環境の整備や生活全般における指導の方針

日常的なホームルーム経営を充実させるための具体的な計画等を記述する。

- ・ 家庭、地域社会、関係機関、小学校・中学校・特別支援学校等との連携の方針

道徳教育講演会の実施、地域教材の開発や活用、広報活動や授業等に保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得る具体的な計画や方策、小学校・中学校・特別支援学校等との連携方針等を記述する。

- ・ 道徳教育の推進体制

道徳教育推進教師の位置付けも含めた学校の全教師による推進体制等を示す。

- ・ その他

重点的指導に関する添付資料等

例えば、道徳教育の重点目標に関わる各教科・科目等における指導の内容、体験活動や実践活動の時期、研修計画などに関する資料等を整理して添付する。

なお、「重点的指導」とは、各学校が定める道徳教育の重点目標に関わる各教科・科目等における指導を示すことが考えられる。

このようにして作成した全体計画は、家庭や地域の人々の積極的な理解を得るとともに、様々な意見を聞き一層の改善に役立てるために、その趣旨や概要等を学校通信に掲載したり、ホームページで紹介したりするなど、積極的に公開していくことが求められる。

ウ 全体計画作成上の創意工夫と留意点

全体計画の作成に当たっては、理念だけに終わることなく、具体的な指導に生きて働くものになるよう体制を整え、全教師で創意工夫をして、特に次のことに留意しながら作業を進めることが大切である。

(7) 校長の明確な方針の下に道徳教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を整える

(4) 道徳教育の特質を理解し、教師の意識の高揚を図る

(ウ) 各学校の特色を生かして重点的な道徳教育が展開できるようにする

- (エ) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にする
 - (オ) 生徒の実態を踏まえ、保護者及び地域の人々の意見を活用することや、学校間交流、関係諸機関などとの連携を心掛ける
 - (カ) 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する
- (3) **各教科・科目等における人間としての在り方生き方に関する教育**

高等学校における人間としての在り方生き方に関する教育は、学校の教育活動全体を通じて各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施するものである。特に公民科に新たに必修教科目として設けた「公共」及び新たに選択科目となった「倫理」並びに特別活動にはそれぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。

【中核となる教科等の目標との関連】

① **公民科**

科目「公共」

人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、幸福、正義、公正などに着目して現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解し、それらについての考え方や公共的な空間における基本的な原理を活用して、現実社会の諸課題の解決に向けて、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら、構想したことを議論する力を養う学習を行い、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚を深める。

科目「倫理」

人間としての在り方生き方についての見方・考え方を働かせ、古今東西の幅広い知的蓄積を通して、より深く思索するための手掛かりとなる概念や理論について理解し活用して、現代の倫理的諸課題の解決に向けて、論理的に思考し、思索を深め説明したり対話したりする力を養い、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚を深める。

② **特別活動**

特別活動におけるホームルーム活動や学校の生活における集団活動や体験的な活動は、日常生活における道徳的な実践の指導を行う重要な機会と場であり、特別活動が道徳教育に果たす役割は大きい。特別活動の目標には、「集団活動に自主的、実践的に取り組み」、「互いのよさや可能性を発揮」、「集団や自己の生活上の課題を解決」など、道徳教育でもねらいとする内容が含まれている。また、目指す資質・能力には、「多様な他者との協働」、「人間関係」、「人間としての生き方」、「自己実現」など、道徳教育でもねらいとする内容と共通している面が多く含まれており、道徳教育において果たすべき役割は極めて大きい。

【各教科に共通する各教科等の目標との関連】

① **国語科**

国語で的確に理解したり効果的に表現したりする資質・能力を育成する上で、生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で伝え合う力を高めることは、学校の教育活動全体で道徳教育を進めていくための基盤となるものである。また、思考力や想像力を伸ばすこと及び言語感覚を磨くことは、道徳的心情や道徳的判断力を養う基本になる。更に、我が国の言語文化の担い手としての自覚をもち、生涯にわたり国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養うことは、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛することなどにつながるものである。

教材選定の観点として、道徳性の育成に資する項目を国語科の特質に応じて示している。

② **地理歴史科**

現代世界の地域的特色と日本及び世界の歴史の展開に関して、多面的・多角的に考察し理解を深めることは、それらを通して涵養される日本国民としての自覚、我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深めることなどにつながるものである。

③ **数学科**

数学科の目標にある「数学を活用して事象を論理的に考察する力」、「事象の本質や他の事象との関係を認識し統合的・発展的に考察する力」、「数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力」を高めることは、道徳的判断力の育成にも資するものである。また、「数学のよさを認識し積極的に数学を活用しようとする態度」、「粘り強く考え数学的論拠に基づいて判断しようとする態度」を養うことは、工夫して生活や学習をしようとする態度を養うことにも資するものである。

④ **理科**

自然の事物・現象を探究する活動を通して、地球の環境や生態系のバランスなどについて考

えさせ、自然と人間との関わりについて認識させることは、生命を尊重し、自然科学の保全に寄与する態度の育成につながるものである。また、見通しをもって観察、実験を行うことや、科学的に探究する力を育て、科学的に探究しようとする態度を養うことは、道徳的判断力や真理を大切にしようとする態度の育成にも資するものである。

⑤ 保健体育科

科目「体育」における様々な運動の経験を通して、粘り強くやり遂げる、ルールを守る、集団に参加し協力する、自己の責任を果たす、一人一人の違いを大切にするといった態度が養われる。また、健康・安全についての理解は、健康の大切さを知り、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善することにつながるものである。

⑥ 芸術科

芸術を愛好する心情を育むとともに、感性を高めることは、美しいものや崇高なものを尊重することにつながるものである。また、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養い、豊かな情操を培うことは、学校の教育活動全体で道徳教育を進めていく上で、基盤となるものである。

⑦ 外国語科

外国語科においては、第1款の目標(3)として「外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的、自律的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う」と示している。「外国語の背景にある文化に対する理解を深め」ることは、世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献することにつながるものである。また、「聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮」することは、外国語の学習を通して、他者を配慮し受け入れる寛容の精神や平和・国際貢献などの精神を獲得し、多面的思考ができるような人材を育てることにつながる。

⑧ 家庭科

家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活を主体的に営むために必要な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けることは、よりよい生活習慣を身に付けることにつながるるとともに、勤労の尊さや意義を理解することにもつながるものである。また、家族・家庭の意義や社会との関わりについて理解することや、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を育てることは、家族への敬愛の念を深めるとともに、家庭や地域社会の一員としての自覚をもって自分の生き方を考え、生活をよりよくしようとするにつながるものである。

⑨ 情報科

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、情報と情報技術を適切に活用するとともに、情報社会に主体的に参画する態度を養うことは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を身に付けさせることにつながるものである。

⑩ 理数科

多角的、複合的に事象を捉え、数学や理科などに関する課題を設定して探究し、課題を解決する力を養うとともに創造的な力を高めることは、道徳的判断力の育成にも資するものである。また、「様々な事象や課題に向き合い、粘り強く考え行動し、課題の解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとする態度」、「探究の過程を振り返って評価・改善しようとする態度」、「倫理的な態度」を養うことは、工夫して生活や学習をしようとする態度を養うことにも資するものである。

⑪ 総合的な探究の時間

目標を「探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成する」とし、育成を目指す資質・能力の三つの柱を示している。また、探究課題の解決を通して育成を目指す資質・能力については、主体的に判断して学習活動を進めたり、粘り強く考え解決しようとしたり、自己の目標を実現しようとしたり、他者と協調して生活しようとしたりする資質・能力の育成は道徳教育につながるものである。

(4) 道徳教育推進上の留意事項

道徳教育を進めるに当たっては、中学校までの道徳科の学習等を通じて深めた、主として「自分自身」、「人との関わり」、「集団や社会との関わり」、「生命や自然、崇高なものとの関わり」に関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、人間としての在り方生き方についての考えを深め、全学年を通じ、学校教育のあらゆる機会を捉えて、様々な体験や思索の機会等を通して指導することが求められる。その際、高校生という発達の段階や特性等を踏まえるとともに、学校、地域社会等の実態や課題に応じて、学校としての道徳教育の重点目標に基づき指導内容についての重点化を図ることが大切である。どのような内容を重点的に指導するかについては、各学

校において生徒や学校の実態などを踏まえ工夫するものであるが、その際には社会的な要請や今日的課題、中学校までの道徳科の学習を通じた道徳的諸価値の理解についても考慮し、次の5点について指導するよう配慮することが求められる。

- ① 自立心や自律性を高め、規律ある生活をする
- ② 生命を尊重する心を育てる
- ③ 社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養う
- ④ 義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う
- ⑤ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付ける

(5) 豊かな体験活動の充実といじめの防止

学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えると同時に、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。

① 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えること

ア 教師と生徒の人間関係

生徒の道徳性の多くの部分は、日々の人間関係の中で養われる。教師自身がよりよく生きようとする姿勢を示したり、教師が生徒と共に考え、悩み、感動を共有していくという姿勢を見せたりすることで信頼が強化される。そのためにも、教師と生徒が共に語り合える場を日頃から設定し、生徒を理解する有効な機会となるようにすることが大切である。

イ 生徒相互の人間関係

生徒相互の人間関係を豊かにするには、相互の交流を深め、互いが伸び伸びと生活できる状況をつくるのが大切である。教師は生徒の人間関係が常に変化していることに留意しつつ、座席配置やグループ編成の在り方などについても適切に見直しを図る必要がある。また、異学年間の交流や特別支援学級の生徒との交流などは、生徒相互のよりよい人間関係や道徳性を養う機会を増すことになる。

ウ 環境の整備

言語環境の充実、整理整頓され掃除の行き届いた校舎や教室の整備、各種掲示物の工夫などは、生徒の道徳性を養う上で、大きな効果が期待できる。学校やホームルームの環境の充実・整備を教職員だけが中心となって進めるだけでなく、生徒自らが自分たちのホームルームや学校の環境の充実・整備を積極的に行うことができるよう、特別活動等とも関連を図りながら指導することも大切である。

② 豊かな体験の充実

各学校においては、学校の教育活動全体において生徒や学校の実態を考慮し、豊かな体験の積み重ねを通して生徒の道徳性が養われるよう配慮することが大切である。その際には、生徒に体験活動を通して道徳教育に関してどのように配慮しながら指導するのか指導の意図を明確にしておくことが必要であり、実施計画にもこのことを明記することが求められる。

更に、地域の行事への参加も、幅広い年齢層の人々と接し、人々の生活、文化、伝統に親しみ、地域に対する愛着を高めるだけでなく、地域貢献などを通じて社会に参画する態度を育てるなど、生徒にとっては道徳性を養う豊かな体験となる。具体的には、学校行事や総合的な探究の時間などでの体験活動として、自治会や社会教育施設など地域の関係機関・団体等で行う地域振興の行事や奉仕活動、自然体験活動、防災訓練などに学校や学年として参加することなどが考えられる。

③ 道徳教育の指導内容と生徒の日常生活

いじめの防止や安全の確保といった課題についても、道徳教育の特質を生かし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで、生徒がそれらの課題に主体的に関わることができるようになっていくことが大切である。

ア いじめの防止

いじめは、生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、ともすると不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。子どもから大人まで、社会全体でいじめの防止等に取り組んでいく必要がある。教師は、いじめはどの生徒にもどの学校にも起こり得るものであることを認識し、人間としての在り方生き方について生徒と率直に語り合う場を通して生徒との信頼関係を深め、いじめの防止及び早期発見、早期対応に努めなければならない。

いじめの防止等と道徳教育との関連を考えた場合、同法第15条の中に「児童等の豊かな情

操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない」と示されている。

なお、道徳教育の全体計画を立案するに当たっても、いじめの防止等に向けた道徳教育の進め方について具体的に示し、教職員の共通理解を図ることが大切である。その際、「生徒指導提要」（文部科学省）等を活用して、いじめを捉える視点やいじめの構造などについて理解を深め、いじめの問題に取り組む基本姿勢を確認するとともに、開発的・予防的生徒指導を充実させていくことが求められる。

イ 安全の確保

生徒自身が日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を育てることは、次世代の安全文化の構築にとって重要なことである。

道徳教育においては、自律的に判断することやよく考えて行動し、節度、節制に心掛けることの大切さ、生きている喜びや生命のかけがえのなさなど生命の尊さの自覚、力を合わせよりよい集団や社会の実現に努めようとする社会参画の精神などを深めることが、自他の安全に配慮して安全な行動をとったり、自ら危険な環境を改善したり、安全で安心な社会づくりに向けて学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献したりするなど、生徒が安全の確保に積極的に関わる態度につながる。

交通事故及び犯罪、自然災害から身を守ることや危機管理など安全に関する指導に当たっては、学校の安全教育の目標や全体計画、各教科・科目等との関連などを考えながら進めることが大切である。

(6) 家庭や地域社会との連携

① 道徳教育に関わる情報発信

道徳教育は学校が主体的に行う教育活動であることから、学校が道徳教育の方針を家庭や地域社会に伝え、理解と協力を得るようにしなければならない。具体的には、学校通信などで校長の方針に基づいて作成した道徳教育の全体計画を示したり、道徳教育の成果としての生徒のよさや成長の様子を知らせたりすることなどが考えられる。また、学校のホームページなどインターネットを活用した情報発信も家庭や地域社会に周知する上で効果的である。

② 家庭や地域社会との相互連携

道徳教育の主体は学校であるが、学校の道徳教育に関わる情報発信と併せて、学校の実態に応じた相互交流の場を設定することが望まれる。例えば、学校での道徳教育の実情について説明したり、家庭や地域社会における生徒のよさや成長などを知らせてもらったりする情報交換会を開催し、生徒の道徳性の発達や学校、家庭、地域社会の願いを交流し合う機会をもつことが考えられる。また、こうした情報交換で把握した問題点や要望などに着目した講演会の開催なども連携を図る上で有効である。これらの会の開催は学校が会場となることが多いと予想されるが、より参加しやすいよう、例えば、会場を地域の公民館等としたり、生徒と保護者で道徳について学ぶ機会を設けたりするなどの工夫も考えられる。

また、学校運営協議会制度などを活用して、学校での道徳教育の成果について話し合うことや、それらを学校評価に生かし道徳教育の改善を図るとともに、学校が家庭や地域社会との共通理解を深める方法を検討することも考えられる。更に、学校、家庭、地域社会の共通理解を深めることで、保護者や地域住民の道徳教育に関わる意識が高まることも期待できる。

第3章

専門教育に関する 各教科・科目の標準単位数(基準)

令和3年3月

鳥取県教育委員会

第3章 専門教育に関する各教科・科目の標準単位数(基準)

鳥取県学校管理規則第9条の規定により、高等学校学習指導要領第1章総則第2款の3及び特別支援学校高等部学習指導要領第1章総則第2節第2款第1の3の表に掲げる各教科・科目の標準単位数を次のとおり定める。

第1節 高等学校

設置者の定める標準単位数

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
農 業	農 業 と 環 境	2～6	農 業	食 品 化 学	2～6
	課 題 研 究	2～6		食 品 微 生 物	2～6
	総 合 実 習	4～10		食 品 流 通	2～6
	農 業 と 情 報	2～6		森 林 科 学	2～8
	作 物	2～8		森 林 経 営	2～6
	野 菜	2～8		林 産 物 利 用	2～8
	果 樹	2～8		農 業 土 木 設 計	2～6
	草 花	2～8		農 業 土 木 施 工	2～6
	畜 産	2～8		水 循 環	2～6
	栽 培 と 環 境	2～6		造 園 計 画	2～8
	飼 育 と 環 境	2～6		造 園 施 工 管 理	2～6
	農 業 経 営	2～6		造 園 植 栽	2～6
	農 業 機 械	2～6		測 量	2～8
	植物バイオテクノロジー	2～6		生 物 活 用	2～6
食 品 製 造	2～8	地 域 資 源 活 用	2～8		

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
工業	工業技術基礎	2～4	工業	建築構造設計	3～8
	課題研究	2～4		建築施工	2～6
	実習	6～12		建築法規	2～4
	製図	2～8		設備計画	2～6
	工業情報数理	2～4		空気調和設備	2～8
	工業材料技術	2～4		衛生・防災設備	2～8
	工業技術英語	2～4		測量	3～6
	工業管理技術	2～8		土木基盤力学	2～6
	工業環境技術	2～4		土木構造設計	2～8
	機械工作	4～8		土木施工	3～6
	機械設計	4～8		社会基盤工学	2～4
	原動機	2～4		工業化学	6～8
	電子機械	4～8		化学工学	3～6
	生産技術	2～6		地球環境化学	2～6
	自動車工学	4～8		材料製造技術	4～6
	自動車整備	4～8		材料工学	4～6
	船舶工学	2～18		材料加工	4～6
	電気回路	4～6		セラミック化学	2～6
	電気機器	4～6		セラミック技術	2～6
	電力技術	4～6		セラミック工業	2～6
	電子技術	4～6		繊維製品	4～6
	電子回路	4～6		繊維・染色技術	4～6
	電子計測制御	4～6		染織デザイン	2～6
	通信技術	2～6		インテリア計画	4～6
	プログラミング技術	2～8		インテリア装備	4～6
	ハードウェア技術	2～8		インテリアエレメント生産	4～6
	ソフトウェア技術	2～8		デザイン実践	2～4
	コンピュータシステム技術	2～8		デザイン材料	2～4
建築構造	2～6	デザイン史	2～4		
建築計画	3～8				

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
商業	ビジネス基礎	2～4	商業	簿記	2～4
	課題研究	2～4		財務会計Ⅰ	2～4
	総合実践	2～4		財務会計Ⅱ	2～4
	ビジネス・コミュニケーション	2～4		原価計算	2～4
	マーケティング	2～4		管理会計	2～4
	商品開発と流通	2～4		情報処理	2～4
	観光ビジネス	2～4		ソフトウェア活用	2～4
	ビジネス・マネジメント	2～4		プログラミング	2～4
	グローバル経済	2～4		ネットワーク活用	2～4
	ビジネス法規	2～4		ネットワーク管理	2～4

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
水産	水産海洋基礎	4～6	水産	移動体通信工学	4～8
	課題研究	3～6		海洋通信技術	4～10
	総合実習	6～12		資源増殖	4～10
	海洋情報技術	2～6		海洋生物	3～8
	水産海洋科学	2～4		海洋環境	2～8
	漁業	4～8		小型船舶	2～4
	航海・計器	5～8		食品製造	6～12
	船舶運用	6～10		食品管理	4～12
	船用機関	4～12		水産流通	2～6
	機械設計工作	3～6		ダイビング	2～4
電気理論	4～10	マリンスポーツ	2～4		

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
家庭	生活産業基礎	2	家庭	ファッションデザイン	8～14
	課題研究	2～4		服飾手芸	2～4
	生活産業情報	2～4		フードデザイン	2～6
	消費生活	2～4		食文化	1～2
	保育基礎	2～6		調理	14
	保育実践	2～8		栄養	3
	生活と福祉	2～4		食品	2
	住生活デザイン	2～6		食品衛生	5
	服飾文化	2～4		公衆衛生	3
	ファッション造形基礎	2～6		総合調理実習	3
ファッション造形	4～10				

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
情報	情報産業と社会	2～4	情報	ネットワークシステム	2～4
	課題研究	2～4		データベース	2～6
	情報の表現と管理	2～4		情報デザイン	2～6
	情報テクノロジー	2～4		コンテンツの制作と発信	2～6
	情報セキュリティ	2～6		メディアとサービス	2～4
	情報システムのプログラミング	2～6		情報実習	4～8

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
福祉	社会福祉基礎	2～6(4)	福祉	介護総合演習	2～3(3)
	介護福祉基礎	2～6(5)		介護実習	4～16(13)
	コミュニケーション技術	2～4(2)		こころとからだの理解	2～8(8)
	生活支援技術	4～12(10)		福祉情報	2～4
	介護過程	2～6(4)			

※ 福祉系高等学校(介護福祉士養成校)では、()内の単位数以上で実施する。

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
理数	理数数学Ⅰ	4～6	理数	理数化学	3～12
	理数数学Ⅱ	7～12		理数生物	3～12
	理数数学特論	3～6		理数地学	3～12
	理数物理	3～12			

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
体育	スポーツ概論	2～3	体育	スポーツⅣ	3～9
	スポーツⅠ	3～9		スポーツⅤ	1～3
	スポーツⅡ	3～9		スポーツⅥ	2～3
	スポーツⅢ	3～9		スポーツ総合演習	2～3

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
音楽	音楽理論	3～6	音楽	声楽	3～6
	音楽史	3～6		器楽	3～6
	演奏研究	3～6		作曲	3～6
	ソルフェージュ	3～6		鑑賞研究	3～6

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
美術	美術概論	2～4	美術	彫刻	4～12
	美術史	2～4		ビジュアルデザイン	4～12
	鑑賞研究	2～6		クラフトデザイン	4～12
	素描	2～12		情報メディアデザイン	2～10
	構成	2～6		映像表現	2～10
	絵画	4～12		環境造形	2～4
	版画	2～6			

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
英語	総合英語Ⅰ	3～6	英語	ディベート・ディスカッションⅡ	2～6
	総合英語Ⅱ	3～8		エッセイライティングⅠ	2～6
	総合英語Ⅲ	3～8		エッセイライティングⅡ	2～6
	ディベート・ディスカッションⅠ	2～6			

第2節 特別支援学校高等部及び特別支援学校専攻科

1 特別支援学校高等部

(1) 特別支援学校(視覚障がい)高等部保健理療科の科目

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
保健理療	医療と社会	3単位以上	保健理療	地域保健理療と保健理療経営	2単位以上
	人体の構造と機能	12単位以上		保健理療基礎実習	10単位以上
	疾病の成り立ちと予防	12単位以上		保健理療臨床実習	4単位以上
	生活と疾病	12単位以上		保健理療情報	2～4単位
	基礎保健理療	7単位以上		課題研究	学校で適切に定める
	臨床保健理療	11単位以上			

※上表における単位の計算方法については、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の例による。

※専攻科に設置される保健理療科の教育課程は、学校教育法、高等部学習指導要領の専攻科に関する規定、あん摩等法に係る一連の法令、特に認定規則に留意すること。

(2) 第2節の1に掲げる教科・科目以外の専門教育に関する各教科・科目

特別支援学校の高等部の専門教育に関する各教科・科目の標準単位数は、2の1(1)の表に掲げるもののほかは、高等学校の専門教育に関する各教科・科目の標準単位数を準用する。

また、専門教科の履修によって、各学科に共通する各教科等の全ての生徒に履修させる各教科の履修と同様の成果が期待できる場合には、その専門教科の履修をもって、全ての生徒に履修させる各教科の履修に替えることができる。

2 特別支援学校専攻科

(1) 特別支援学校(視覚障がい)専攻科理療科の科目

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
理療	医療と社会	3単位以上	理療	地域理療と理療経営	2単位以上
	人体の構造と機能	12単位以上		理療基礎実習	19単位以上
	疾病の成り立ちと予防	12単位以上		理療臨床実習	4単位以上
	生活と疾病	12単位以上		理療情報	1～3単位
	基礎理療学	9単位以上		課題研究	学校で適切に定める
	臨床理療学	15単位以上			

※上表における単位の計算方法については、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の例による。

※本科理療科の教育課程編成に当たっては、高等部学習指導要領の規定に十分留意するとともに、あん摩等法を受けて制定されている認定規則の規定を踏まえること。